

タイトル	非生活扶助相当品目の除外による「増幅」 - 生活扶助相当CPI に関する理論的・実証的検証 -
著者	鈴木, 雄大; SUZUKI, Takahiro
引用	季刊北海学園大学経済論集, 71(2): 1-37
発行日	2023-09-30

《論説》

非生活扶助相当品目の除外による「増幅」

— 生活扶助相当 CPI に関する理論的・実証的検証 —

鈴木 雄 大

問題の所在

2013年から3回に分けて行われた生活保護基準の引下げの大部分は、「デフレ調整」を根拠としたものであった。国によれば、デフレ調整は、物価が下落する中で生活保護基準が据え置かれてきたことにより、生活保護基準が実質的に増加したといえるため、その増加分に相当する生活保護基準の引下げを行ったものである。デフレ調整の実施には生活保護世帯の物価変動率を測定する必要がある。厚生労働省がその測定のために作成した指標が「生活扶助相当 CPI」であった。

生活扶助相当 CPI は、総務省統計局が作成する「消費者物価指数 (Consumer Price Index)」(以下、総務省 CPI) のデータを利用し、厚生労働省が独自の方法で作成した指数である。その作成方法の概要は次のとおりである。生活扶助相当 CPI は 2008~2011 年の期間を対象に、総務省 CPI の対象品目から生活扶助によって賄われることが想定されない「非生活扶助相当品目」を除外し、「生活扶助相当品目」のみを対象とした指数である。算出に利用されたウエイトは総務省 CPI の 2010 年ウエイトであり、品目別価格指数あるいは類指数は 2010 年基準の総務省 CPI の指数である。生活扶助相当 CPI の 2008~2011 年の変化率は -4.78% であり、同期間の総務省 CPI の変化率 (-2.35%) と比較して下落率が大きい。

生活扶助相当 CPI に対しては、異なるバスケットを比較した不適切な指数であること (上藤, 2014, 2017), 指数算式の不適切性 (上藤, 2020, 鈴木, 2023b), 生活保護世帯の消費構造を反映していない不適切なウエイトを利用していること (鈴木, 2022a, b) など、多数の理論的問題点が明らかにされている。

生活保護基準引下げの取消しを求めて、全国 29 の都道府県で「生活保護基準引下げ違憲訴訟」が提起されている。この訴訟においても、生活扶助相当 CPI の妥当性が争点のひとつとなっている。生活扶助相当 CPI に関する個別の論点は、ウエイトの問題、欠測値の問題、指数算式の問題、生活保護世帯の消費構造との乖離の問題など多岐にわたる。地裁での判決が出される中で、全国 2 例目の判決かつ最初の原告勝訴となった (引下げ処分の取消しを命じた) 大阪地裁判決 (2021 年 2 月 22 日) において、非生活扶助相当品目の除外によるウエイトと寄与度の「増幅」が、生活扶助相当 CPI の大きな下落率をもたらしたと指摘された。非生活扶助相当品目の除外による生活扶助相当品目のウエイトの増加は、上藤 (2014) において言及されていたものである。2023 年 6 月末時点では、生活保護基準引下げ違憲訴訟について 21 地裁と 1 高裁 (大阪高裁) で判決が言い渡されており、21 地裁のうち原告勝訴となったのは 11 地裁である。原告勝訴判決も多いため、原告勝訴判決が言い渡された順に初めの 5 地裁 (大阪地裁、熊本地裁、東京地裁 (行

政部)、横浜地裁、宮崎地裁)の判決を取り上げると、熊本地裁を除く4地裁がこの「増幅」に言及している。また、原告敗訴となった判決では「増幅」への言及は確認できない。

他方で、判決文も含め、この「増幅」に対して理論的に十分な検討がされているとはいえない。控訴審においても「増幅」がひとつの争点となっていることから、その理論的、定量的検討が不可欠である。本稿では、非生活扶助相当品目の除外によるウエイトと寄与度の「増幅」について理論的、定量的に検討を行う。

本稿の構成は以下のとおりである。第1節では、「増幅」に言及された4つの地裁の判決を検討し、「増幅」に対する裁判所の判断を確認する。第2節では、総務省CPIと生活扶助相当CPIの差をもたらした要因を5つに分解するとともに、裁判所の判決における「増幅」の定義を確認する。第3節では、第2節で示した5つの要因の理論的問題の有無について検討する。第4節では、総務省CPIあるいは生活扶助相当CPIのウエイトと生活保護世帯の消費構造に基づくウエイトの相違という観点から、本来問題とされるべき「増幅」の定義を示すとともに、その理論的検討を行う。第5節では、第4節での定義に基づき、ウエイトと寄与度の「増幅」の程度を定量的に測定する。

1. 「増幅」に対する裁判所の判断

非生活扶助相当品目を除外したことによる「増幅」は、生活保護基準引下げ違憲訴訟の大阪地裁判決、東京地裁(行政部)判決、横浜地裁判決、宮崎地裁判決において言及されている。大阪地裁判決では、「生活扶助相当CPIの下落率が消費者物価指数のそれよりも著しく大きくなった要因」のひとつとして、以下のとおり指摘されている(大阪地方裁判所、2021:79-81。傍点は筆者による。なお、判決文における項目分類のための記号等は省略している。以下同様)。

「生活扶助相当CPIは、消費者物価指数と同様に、品目ごとの価格指数をそのウエイトで加重平均して算出されているが、その際、消費者物価指数の算出の基礎とされている消費品目から一定のものが除外されたうえで、その余の品目について、消費者物価指数の算出の基礎とされたウエイト…(中略)…がそのまま用いられている。そのため、生活扶助相当CPIの算出に当たっては、その基礎とされている消費品目の全部について、その支出額が支出額全体に占める割合が、一律に、消費者物価指数の算出の前提とされた割合よりも大きくなる(平成20年についていえば、1.62倍(=10,000÷6,189)、平成23年についていえば、1.56倍(=10,000÷6,393)。いずれも小数点第3位以下四捨五入)。

したがって、生活扶助相当CPIの変化率の算出に当たっては、消費者物価指数の算出の基礎とされている消費品目のうち生活扶助相当CPIの算出の基礎とされているものの物価の変化の影響が増幅されることになる。…(中略)…平成20年から平成23年にかけての生活扶助相当CPIの大幅な下落の最大の要因は、教養娯楽の費目、とりわけ教養娯楽用耐久財(テレビ、ビデオレコーダー、パソコン等)の物価の大幅な下落である。…(中略)…被保護者世帯においては、教養娯楽に属する品目に対する支出の割合が一般世帯よりも相当低いことがうかがわれる(例えば、被保護者世帯がテレビ、ビデオレコーダー、パソコン等の教養娯楽用耐久財を頻繁に購入するとは考え難い)。

以上によれば、生活扶助相当CPIの下落率が消費者物価指数のそれよりも著しく大きくなっ

た要因としては、被保護者世帯においては一般世帯よりも支出の割合が相当低いことがうかがわれる。教養娯楽に属する品目についての物価下落の影響が増幅されたこと…(中略)…が重要であるものと考えられる。」

3 例目の原告勝訴判決となった東京地裁(行政部)では次のとおり指摘されている(東京地方裁判所(行政部), 2022:113)。

「本件下落率【生活扶助相当 CPI の下落率:筆者】は、その相当部分がテレビ等の価格の下落の影響によるものということができる。…(中略)…これはすなわち、厚生労働大臣が生活扶助相当 CPI を算出するに当たり、指数品目から除外品目を除いた結果、生活扶助相当品目に係るウェイト総数(平成 23 年)が 6393 となったことから、算式⑦【指数品目の寄与度の計算式を指す:筆者】の計算上、分母の値が小さくなり、テレビ等の価格の下落による影響(寄与度)が総務省 CPI に比べて増幅したことによるものである。本件対象期間における総務省 CPI の下落率が -2.35% である…(中略)…のに対し、生活扶助相当 CPI の下落率(本件下落率)が -4.78% という高い下落率となっているのも、このようなテレビ等の寄与度の増幅が大きな要因であるものと考えられる。」

4 例目の原告勝訴判決となった横浜地裁判決では次のとおり指摘されている(横浜地方裁判所, 2022:113-114)。

「平成 20 年から平成 23 年までの総務省 CPI の変化率は -2.35% であるのに対し、平成 20 年から平成 23 年までの生活扶助相当 CPI の変化率は -4.78% となっており、算定される物価下落率に有意な差が生じている。

上記の原因は、まず、総務省 CPI において用いられている指数品目から除外品目を除去したその余の指数品目(生活扶助相当品目)について、総務省 CPI の算出に用いられる各指数品目別のウェイトをそのまま用いていることにある。…(中略)…生活扶助相当品目の消費支出全体に占める割合が、一律に総務省 CPI における割合よりも高くなる。このことは、生活扶助相当品目についての物価の変化の影響が、総務省 CPI よりも増幅されることを意味する。…(中略)…これらの指数品目【テレビ、パソコン(デスクトップ型)、パソコン(ノート型)を指す:筆者】については、平成 20 年価格指数に比して、平成 23 年価格指数が大きく下落しており、平成 20 年から平成 23 年までの生活扶助相当 CPI の変化率(物価下落率)には、これらの指数品目の物価下落が大きな影響を与えたものといえる。…(中略)…平成 20 年から平成 23 年までは、テレビ及びパソコンの価格指数の下落幅が大きいことに加え、…(中略)…生活扶助相当 CPI では、…(中略)…総務省 CPI の算出に用いられる各指数品目別のウェイトをそのまま用いていることにより、テレビ及びパソコンの生活扶助相当 CPI の変化率(本件下落率)への影響が増幅され、テレビ及びパソコンの生活扶助相当 CPI の変化率への寄与度も大きなものとなったと認められる。」

5 例目の原告勝訴判決となった宮崎地裁の指摘は次のとおりである(宮崎地方裁判所, 2023:93-94)。

「【生活扶助相当CPIの：筆者】品目別のウエイトの合計値が総務省CPIのそれよりも少ないことから、個別の生活扶助相当品目の価格の変化による全体の数値への影響が増幅して算出されることとなるのであり、上記のパソコンやカメラの下落による教養娯楽用耐久財の価格下落の影響が増幅された結果、平成20年と平成23年の生活扶助相当CPIの変化率（-4.78%）が総務省CPIの変化率（-2.35%）よりも大きくなったといえる。…（中略）…生活保護受給世帯では、テレビ及びパソコンを含む教養娯楽の消費支出が総消費支出に占める割合が、生活扶助相当CPIで前提とされている割合よりも低く、テレビやパソコンの価格の下落によって可処分所得が増加するという影響を受けにくく評価されるべきであるにもかかわらず、生活扶助相当CPIの算出に当たっては、テレビやパソコンの価格下落による影響を過大に評価した可能性がある。」

「増幅」は、これら4つの地裁の判決において同様の趣旨で言及されており、その概要は以下のとおりである。総務省CPIの588品目（2010年基準）から非生活扶助相当品目¹（71品目）を除外したことで、ウエイトの合計が10000からそれぞれ6189（2008年）、6393（2011年）に減少した。指数の対象となる品目のウエイトの合計が減少したことで生活扶助相当品目のウエイトの構成比が上昇し、各品目の価格変動が総合指数に与える影響が除外前と比較して大きくなる。生活扶助相当品目の中には、「テレビ」に代表される「教養娯楽用耐久財」のように、2008年から2011年にかけて品目別価格指数が大きく下落した品目があり、品目別価格指数の下落とウエイトの増加が生活扶助相当CPIの大きな下落をもたらした。前掲の判決は、生活保護世帯において「テレビ」等の「教養娯楽用耐久財」への支出が一般世帯（以下本稿では、総務省CPIウエイトの元データである「家計調査」の二人以上世帯を「一般世帯」と呼ぶこととする。）と比較して少ないという消費構造の相違にも言及している。

これらの判決における「増幅」の定義のポイントは次の2点である。第1に、ここでの「増幅」には「ウエイトの増幅」と「寄与度の増幅」の2つが含まれる。前者は非生活扶助相当品目の除外によって一律に生じるものである。後者は、「教養娯楽用耐久財」が例として挙げられているように、品目別価格指数に増幅されたウエイトを乗じることによる「寄与度の増幅」である。第2に、これらの「増幅」は、生活扶助相当CPIと総務省CPIの比較で論じられている。比較対象となる指数の一方は、4つの地裁判決のいずれにおいても生活扶助相当CPIであることが明記されている。もう一方の指数は、東京地裁（行政部）および横浜地裁判決において「総務省CPI」と明記されている。大阪地裁と宮崎地裁では明記されていないが、ウエイトについて、大阪地裁では「消費者物価指数の算出の前提とされた割合」、宮崎地裁では「生活扶助相当CPIで前提とされている割合」と記載されていることから、生活扶助相当CPIの比較対象となる指数はいずれも総務省CPIである。

2. 指数の差の要因と「増幅」の定義

4つの判決では、「増幅」は総務省CPIと生活扶助相当CPIの下落率の有意な差をもたらした

¹「家賃」等の生活扶助以外の扶助によって賄われる品目、および原則として保有が認められていない「自動車関係費」、支払いが免除される「NHK受信料」等の生活保護世帯において支出することが想定されていない品目を指す。

原因とされている。前掲の引用箇所には明記されていないが、「増幅」のみが両指数の差の原因とされているのではなく、「増幅」は原因のひとつと位置付けられている。本節では、総務省 CPI と生活扶助相当 CPI の下落率の差を 5 つの要因に分解して整理し、「増幅」の定義を明らかにする。

総務省 CPI と生活扶助相当 CPI の下落率の差をもたらした要因は、両指数の算出方法の相違に求めることができる。生活扶助相当 CPI は、総務省 CPI の 2008 年と 2011 年の品目別価格指数あるいは類指数、および 2010 年ウエイトを用いて、2010 年を 100 として算出された指数である²。総務省 CPI (2010 年基準における 2008~2011 年の指数) と生活扶助相当 CPI の算出方法を一覧にまとめると表 1 のとおりである。

表 1 総務省 CPI と生活扶助相当 CPI の概要の比較

	総務省 CPI		生活扶助相当 CPI	
	2008~2010 年	2010~2011 年	2008~2010 年	2010~2011 年
基準年	2010 年 ³			
指数算式	Laspeyres 式 (2010 年接続)	Laspeyres 式	厚生労働省独自の 計算式 ⁴	Laspeyres 式
ウエイト参照年	2005 年	2010 年	2005 年と 2010 年の 併用 ⁵	2010 年
対象品目	585 品目 ⁶	588 品目	485 品目	517 品目
品目別価格指数 類指数	2010 年基準指数 ただし、2008 年の類指数は 2005 年ウエイトを用いて加重平均された指数を 2010 年=100 としてリンク係数により接続した値である点に注意。			

表 1 から、総務省 CPI と生活扶助相当 CPI の下落率の差をもたらした要因を以下の 5 つに分解できる。

- ① 2008~2010 年の期間の、ウエイト参照時点の相違に起因する差
- ② 2008~2010 年の期間の、欠測品目⁷の除外によるウエイト変化に起因する差
- ③ 2008~2010 年の期間の、指数算式の相違に起因する差
- ④ 2008~2010 年の期間の、非生活扶助相当品目の除外によるウエイト変化に起因する差
- ⑤ 2010~2011 年の期間の、非生活扶助相当品目の除外によるウエイト変化に起因する差

² 生活扶助相当 CPI の算出方法の詳細については、上藤 (2014)、鈴木 (2022a, b) を参照。

³ 2008~2010 年の総務省 CPI は、2005 年基準指数と 2010 年基準指数の比率 (リンク係数) を用いて接続したものである。

⁴ この計算式は、生活保護基準引下げ違憲訴訟において国が主張する「パーシェ式」、「ロウ指数」には相当しない。詳細は鈴木 (2023b) を参照。

⁵ 品目レベルで集計されている項目は 2010 年ウエイト、類レベルで集計されている項目 2005 年ウエイトと 2010 年ウエイトの併用である。詳細は鈴木 (2023b) を参照。

⁶ 2005 年基準の沖縄県調査品目 8 品目を除く 584 品目に、2008 年公表分から適用された中間年見直しによる品目の改廃 (追加 3 品目、整理統合 2 品目) を加えたもの。

⁷ 生活扶助相当 CPI は 2010 年基準の総務省 CPI のデータのみから算出されており、2010 年の基準改定において新たに追加された品目では 2008 年の品目別価格指数のデータが存在せず、欠測品目となっている。生活扶助相当 CPI の算出においてこれらの品目を単に除外する方法が採られた。

判決に示された「増幅」は、非生活扶助相当品目を除外したことによる生活扶助相当品目のウエイトの「増幅」と、それによる寄与度の「増幅」であるため、5つの要因のうち④と⑤を意味することになる。

判決で指摘されているように、非生活扶助相当品目の除外は、生活扶助相当品目のウエイトに一律の影響を与える。2011年では、総務省CPIウエイトの合計が10000であるのに対して、生活扶助相当品目のウエイトの合計は6393である。生活扶助相当CPIの算出では、すべての生活扶助相当品目のウエイトが除外前のウエイトの1.56倍(10000/6393)となる。この倍率は2008年では1.62倍(10000/6189)であるが、これらの倍率の差は欠測値の存在による。2008年の1.62倍という値は2010年の総務省CPIウエイトとの比較であり、2008年の総務省CPIの算出に用いられた2005年ウエイトとの比較ではない。

ウエイトを w 、生活扶助相当品目を l 、非生活扶助相当品目を nl とすると、2011年の総務省CPIウエイトは次の関係にある。

$$\sum w_i^{CPI} = \sum w_{l,j}^{CPI} + \sum w_{nl,k}^{CPI} \quad \dots (1)$$

非生活扶助相当品目を除外(exclude)し、生活扶助相当品目 j のウエイトを総務省CPIと同様に1万分比で表した生活扶助相当CPIにおける生活扶助相当品目 j のウエイト $w_{ex,l,j}^{CPI}$ は、次のとおりである。

$$w_{ex,l,j}^{CPI} = w_{l,j}^{CPI} \cdot \frac{\sum w_i^{CPI}}{\sum w_{l,j}^{CPI}} \quad \dots (2)$$

(2)式は、2008年では $w_{l,j}^{CPI} \times 1.62$ 、2011年では $w_{l,j}^{CPI} \times 1.56$ となる。

総務省CPIと生活扶助相当CPIはいずれも加重平均指数であるため、生活扶助相当品目のウエイトの「増幅」は、各品目の寄与度にも影響する。総務省CPIを P^{CPI} 、品目別価格指数(Item Index)を II 、指数の基準時点とウエイト参照時点を0として、 $s \rightarrow t$ の期間における総務省CPIの変化率を、生活扶助相当品目と非生活扶助相当品目の2項目に寄与度分解すると次のとおりである。なお、ここでは単純化のため、 P_s と P_t の品目やウエイトに相違がないものとする。

$$\begin{aligned} & \frac{P_t^{CPI} - P_s^{CPI}}{P_s^{CPI}} \times 100 \\ &= \sum \frac{(II_{j,t} - II_{j,s}) \cdot w_{l,j,0}^{CPI}}{P_s^{CPI}} \times 100 + \sum \frac{(II_{k,t} - II_{k,s}) \cdot w_{nl,k,0}^{CPI}}{P_s^{CPI}} \times 100 \end{aligned} \quad \dots (3)$$

同様に、生活扶助相当品目に限定した指数 P^L の寄与度(生活扶助相当品目に限定しているため指数の変化率に等しい)は次のとおりである。なお、品目やウエイトに相違がないものと仮定しているため、 P^L は生活扶助相当CPIとは異なる。

$$\begin{aligned} & \frac{P_t^L - P_s^L}{P_s^L} \times 100 = \sum \frac{(II_{j,t} - II_{j,s}) \cdot w_{ex,l,j,0}^{CPI}}{P_s^L} \times 100 \\ &= \sum \frac{(II_{j,t} - II_{j,s}) \left(w_{l,j,0}^{CPI} \cdot \frac{\sum w_{i,0}^{CPI}}{\sum w_{l,j,0}^{CPI}} \right)}{P_s^L} \times 100 \end{aligned} \quad \dots (4)$$

総務省 CPI と生活扶助相当品目に限定した指数について、生活扶助相当品目 j の寄与度の比率は次のとおりである。

$$\frac{(II_{j,t} - II_{j,s}) \left(w_{i,j,0}^{CPI} \cdot \frac{\sum w_{i,0}^{CPI}}{\sum w_{i,j,0}^{CPI}} \right)}{P_s^L} \times 100 = \frac{\sum w_{i,0}^{CPI}}{\sum w_{i,j,0}^{CPI}} \cdot \frac{P_s^{CPI}}{P_s^L} \quad \dots (5)$$

(5)式から明らかのように、非生活扶助相当品目の除外による寄与度の「増幅」は、寄与度を算出する2時点間において品目やウエイトに相違がない場合、すべての品目で一律となる。たとえば、全品目のウエイト合計が10000、生活扶助相当品目のウエイト合計が6000、時点 s の全品目の指数が120、生活扶助相当品目の指数が110であったとすると、寄与度の比率は $(10000/6000) \times (120/110) = 1.82$ 倍となる。この比率はウエイトの比率 $(10000/6000) = 1.67$ 倍と異なる。

以上で示した寄与度の「増幅」の定義は、総務省 CPI と生活扶助相当 CPI との比較にそのまま適用できない。理由は以下の3点である。第1に、生活扶助相当 CPI は、2010年を基準時およびウエイト参照時点として、2008～2011年の期間を対象としている。2010年の基準改定に伴う品目の相違に加え、2008年の欠測値の存在により、2時点間の品目に相違がある。第2に、欠測値の存在により、生活扶助相当 CPI の算出に利用された品目のウエイトが2008年と2011年で異なる。第3に、比較対象となる2008年の総務省 CPI は、2005年ウエイトを用いて算出された値を接続方式によって2010年基準に変換したものであり、2010年ウエイトを用いる生活扶助相当 CPI と異なる。したがって、総務省 CPI と生活扶助相当 CPI の比較においては、単純に指数値とウエイトを(5)式に代入してその「増幅」を算出することはできない⁸。問題とするべき「増幅」は前述の5つの要因のうち、④、⑤だけでなく、①～③をも含む値となるからである。

3. 各要因の検証

寄与度を算出する2時点間において品目やウエイトに相違がない場合、非生活扶助相当品目の除外によって生活扶助相当品目のウエイトと寄与度が一律に「増幅」されることになる。本節では、この「増幅」が生活扶助相当 CPI を用いたデフレ調整において理論的問題をもたらすか否かを検討する。

国は、非生活扶助相当品目の除外による「増幅」について、2022年10月6日付で名古屋高裁に提出した「準備書面(6)」において、次のとおり主張している(国が名古屋高裁に提出した「準備書面(6)」: 75)。

⁸ 仮に(5)式にそのまま数値を代入すると、2008年は総務省 CPI が102.1、生活扶助相当 CPI が104.5、2011年は総務省 CPI が99.7、生活扶助相当 CPI が99.5であるから、(5)式は $(10000/6393) \times (102.1/104.5) = 1.53$ となる。しかし、この値はここで示した3点の理由により非生活扶助相当品目の除外による「増幅」を測定したものとはならない。

「確かに、特定の品目を除外することにより、除外されなかった品目（テレビ等を含む。）のウエイトが相対的に上昇し、その意味においてテレビ等についての物価下落の影響が「増幅」される面があることは否定できない。しかし、かかるウエイトの相対的な上昇は、除外されなかった品目すべてについて同じ割合で発生するのであるから、殊更にテレビ等のみを取り上げてその「増幅」を強調するのは相当でない。」

加重平均におけるウエイトの合計は1であり、各要素のウエイトは合計に対する構成比である。平均の算出対象となる要素が何らかの理由によって減少すれば、残された要素の構成比は大きくなり、反対に、平均の算出対象となる要素が何らかの理由によって増加すれば、増加前から対象に含まれる要素の構成比は小さくなる。

物価指数の算出においては、指数の対象品目が適切に設定されていなければならない。生活扶助相当CPIの対象品目は、消費支出のうち生活扶助によって賄われる品目に限定されており、これは鈴木（2022a）にあるように、生活扶助基準の実質値の変動を捉えるという目的にとって概ね適切なものである⁹。生活扶助相当CPIの対象品目が適切に選択されており、かつ、2時点間の品目やウエイトに相違がない限りにおいて、指数の対象ではない品目の除外に伴うウエイトと寄与度の「増幅」に理論的問題は存在しない。したがって、前節に示した5つの要因のうち、④「2008～2010年の期間の、非生活扶助相当品目の除外によるウエイト変化に起因する差」、および⑤「2010～2011年の期間の、非生活扶助相当品目の除外によるウエイト変化に起因する差」について理論的問題はない。

この点を次のモデルケースで確認する。A, B, C, Dの4品目の品目別価格指数とウエイトが表2のとおりであったとする。表2のモデルケースから除外前後の比較時指数を算出すると表3のとおりである。

表2 品目除外による指数への影響（モデルケース）

品目	価格指数 起点	価格指数 比較時	除外前ウエイト			除外後ウエイト		
			ケース①	ケース②	ケース③	ケース①	ケース②	ケース③
A	120	60	0.3	0.1	0.1	0.6	0.2	0.2
B	150	100	0.1	0.3	0.1	0.2	0.6	0.2
C	90	180	0.1	0.1	0.3	0.2	0.2	0.6
D（除外品目）	ケース㉗	80	0.5			/		
	ケース㉘	100						
	ケース㉙	120						
起点の総合指数（D含む）	110							
起点の総合指数（D除く）	120							

⁹ 生活扶助相当品目の選定について「海外バック旅行」、「保健医療サービス」、「自動車等関係費」、「保健医療サービス」の自由診療などの品目で問題点が指摘されているが、本稿では捨象する。

表3 モデルケースから算出した除外前後の比較時指数

	比較時指数 (除外前)			比較時指数 (除外後)		
	ケース①	ケース②	ケース③	ケース①	ケース②	ケース③
ケース㉗	86	94	110	92	108	140
ケース㉘	96	104	120			
ケース㉙	106	114	130			

表2では、A～Cのウエイトと、除外品目としたDの比較時の品目別価格指数にそれぞれ3つのパターンを設定している。Dのウエイトが0.5であることから、Dの除外後のA～CのウエイトはDの除外前と比較して一律で $1/0.5 = 2$ 倍となり、各品目の品目別価格指数はウエイトの「増幅」に影響しない。また、除外品目の品目別価格指数は除外後の総合指数に影響しない。除外前後の各品目の寄与度とそれらの比率は表4のとおりである。

表4 モデルケースから算出された寄与度と寄与度の比率

	寄与度 (除外前)			寄与度 (除外後)			除外前後の寄与度の比率		
	ケース①	ケース②	ケース③	ケース①	ケース②	ケース③	ケース①	ケース②	ケース③
A	-16.36	-5.45	-5.45	-30.00	-10.00	-10.00	1.83	1.83	1.83
B	-4.55	-13.64	-4.55	-8.33	-25.00	-8.33	1.83	1.83	1.83
C	8.18	8.18	24.55	15.00	15.00	45.00	1.83	1.83	1.83
D	ケース㉗	-9.09	-9.09	-9.09					
	ケース㉘	45.45	45.45	45.45					
	ケース㉙	54.55	54.55	54.55					

表4では、Dの除外前後について、A～Cの品目の寄与度の比率がすべて1.83である。これは、(5)式により $(1/0.5) \times (110/120) = 1.83$ を得ることからも確認できる。除外品目の品目別価格指数は、除外されなかった品目の除外前後の寄与度の比率に影響しない。

寄与度を算出する2時点間において品目やウエイトに相違がない場合、ウエイトの「増幅」が一律であり、特定の項目の「増幅」のみを強調することが不適切であるとする前述の国の主張は妥当である。しかし、生活扶助相当CPIには、欠測値の除外による品目の相違、欠測値の除外によるウエイトの相違、総務省CPIとの指数算式の相違、という問題がある。ここで、残る3つの要因、すなわち、①「2008～2010年の期間の、ウエイト参照時点の相違に起因する差」、②「2008～2010年の期間の、欠測品目の除外によるウエイト変化に起因する差」、③「2008～2010年の期間の、指数算式の相違に起因する差」について検討する。

第1に、2010年基準で見た2008年の総務省CPIは、2005年ウエイトを用いた2005年基準の値を2010年基準に変換したものであり、2005年ウエイトによる加重平均指数である。鈴木(2023b)で示したように、生活扶助相当CPIの算出には、品目レベルで集計された項目では2010年ウエイトが利用されているが、類レベルで集計された項目では2005年ウエイトと2010年ウエイトが併用されている。比較対象となる2つの指数間で異なる時点のウエイトが使用されているため、両指数の差を一般世帯と生活保護世帯の物価変動の差と見なすことは不適切である。

第2に、2010年基準で見た2008年の総務省CPIは接続指数によるものであるが、生活扶助相当CPIの算出では欠測値が単純に除外されている。欠測値が生じたことにより、2008年と2011

年の生活扶助相当 CPI は異なる品目を対象とした指数であるだけでなく、共通する品目のウエイトが異なる。このような指数と総務省 CPI の差を生活保護世帯と一般世帯の物価変動の差と見なすことは不適切である。

第3に、2008年の指数算式は、総務省 CPI が Laspeyres 指数であるのに対して、生活扶助相当 CPI は Paasche 指数と等価となる式と Laspeyres 指数を併用した、厚生労働省独自の計算式である。この指数算式の相違に起因する差には2つの問題がある。第1に、2008年の生活扶助相当 CPI の算出において、品目により異なるウエイト、異なる計算方法が用いられている。第2に、生活扶助相当 CPI の2008年と2011年の算式も異なり、生活扶助相当 CPI の下落率は、これらの異なる算式による2つの指数から算出されている。

総務省 CPI と生活扶助相当 CPI の下落率の差をもたらした5つの要因について、それらの検討結果をまとめると表5のとおりである。

表5 指数の差をもたらした要因の理論的問題点の有無
(総務省 CPI と生活扶助相当 CPI)

指数の下落率の差をもたらした要因	各要因の理論的問題の有無
①ウエイト参照時点の相違に起因する差(2008年)	×
②欠測品目の除外によるウエイト変化に起因する差(2008年)	×
③指数算式の相違に起因する差(2008年)	×
④非生活扶助相当品目の除外によるウエイト変化に起因する差(2008年)	○
⑤非生活扶助相当品目の除外によるウエイト変化に起因する差(2011年)	○

総務省 CPI と生活扶助相当 CPI の比較を前提とすると、2時点間の品目、ウエイト、指数算式に相違がない場合、すなわち要因①～③が存在しない場合には、非生活扶助相当品目の除外によるウエイトと寄与度の増幅に理論的問題はない。しかし、実際にはウエイト参照時点の相違、欠測値の存在、指数算式の相違という問題が存在する。両指数の差にはこれらに起因する部分が含まれるだけでなく、非生活扶助相当品目の除外による「増幅」分のみを分離して測定することはできない。両指数の下落率の差の大部分を非生活扶助相当品目の除外によるものと見なし、そこに理論的問題がないと判断することは不適切である。

4. 消費構造の相違を考慮した検証

生活扶助相当 CPI の算出において、非生活扶助相当品目を除外したことで生じた生活扶助相当品目のウエイトの「増幅」それ自体は、単に生活扶助相当品目の構成比が一律に増加することを意味するにとどまる。

他方で、生活扶助相当 CPI の目的は、生活扶助によって賄われることが想定されている品目の価格変動が、生活保護世帯の生計費に与える影響を捉えることにある。生活保護基準は憲法第25条における「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」の保障を具体化したものであるため、その改定における物価変動の考慮は、生活保護世帯の生活を物価の変動に対して保障することを意味する、いわば生活保護基準における物価スライドである。国によれば、デフレ調整は物

価の下落に相当する限りでの生活扶助基準の減額を意図したものであり、減額後の生活扶助基準が生活扶助によって賄われる範囲の生計を維持できるものでなければならない。

鈴木(2022a, b)で明らかにされているように、生活保護世帯の生計費の変動を測定する目的を持った生活扶助相当 CPI は、生活保護世帯の消費実態に基づいて算出されなければならない。消費実態を反映した指数とするためには、「品目を代表する銘柄の設定」や「指数を算出する際に用いる価格の特定」も重要であるが、特に、生活保護世帯の消費実態に基づくウエイトを用いて物価指数を算出する点が重要である(鈴木, 2022a: 45, 表7)。

生活保護世帯の10大費目の支出割合は一般世帯と異なるだけでなく、生活保護世帯の中でも世帯類型によって異なる(鈴木, 2022a: 54, 表4)。高木(2022)によれば、生活保護世帯の支出を捉えた「社会保障生計調査」の結果から作成したウエイトを用いて生活扶助相当 CPI と同様の方法で指数を算出すると、その変化率が2人以上世帯では-2.117%、単身世帯では-1.479%となり、生活扶助相当 CPI の-4.78%とは大きく異なる。

生活保護世帯の消費実態に基づくウエイトは、一般世帯の消費実態に基づく総務省 CPI ウエイトと異なる。すなわち、非生活扶助相当品目の除外による影響以前に、生活扶助相当 CPI の算出に利用された総務省 CPI ウエイトが生活保護世帯の消費実態と乖離している。非生活扶助相当品目の除外前にすでに存在しているこの消費実態の乖離は、非生活扶助相当品目の除外のプロセスにおいて次の2つの問題をもたらす。第1に、一般世帯と生活保護世帯では、消費支出に対する生活扶助相当品目と非生活扶助相当品目の割合が異なるため、生活扶助相当品目に対する一律の「増幅」の比率が両世帯で異なる。第2に、生活保護世帯の消費実態と乖離した総務省 CPI ウエイトが非生活扶助相当品目の除外によって一律に増加すると、生活保護世帯の消費実態に基づいた本来のウエイトとの「乖離が増幅される」ことになる。これが、非生活扶助相当品目の除外による「増幅」の本来の問題点である。この2点を、表6のモデルケースで確認する。

表6 モデルケースによるウエイトの「乖離の増幅」

	品目別 価格指数	除外前			除外後			増幅 (除外前後のウエイト の差の比率)
		総務省 CPI ウエイト	保護世帯 ウエイト	ウエイト 差	総務省 CPI ウエイト	保護世帯 ウエイト	ウエイト 差	
A	90	0.3	0.1	-0.2	0.5	0.13	-0.38	1.88
B	100	0.2	0.3	0.1	0.33	0.38	0.04	0.42
C	110	0.1	0.4	0.3	0.17	0.50	0.33	1.11
D (除外品目)	80	0.4	0.2	-0.2				

表6は、生活扶助相当品目(A~Cの合計)の構成比が総務省 CPI ウエイトで0.6、生活保護世帯ウエイトで0.8となるモデルケースである。なお、単純化のため基準時の指数を100としている。非生活扶助相当品目であるDを除外すると、A~Cのウエイトは総務省 CPI ウエイトで $1/0.6=1.67$ 倍、生活保護世帯ウエイトで $1/0.8=1.25$ 倍となる。A~Cのウエイトはいずれの世帯でもそれぞれ一律で「増幅」されるが、その比率は異なる。たとえば品目Aでは、非生活扶助相当品目の除外前のウエイトの差(生活保護世帯ウエイト-総務省 CPI ウエイト、以下同様)は-0.2、除外後のウエイトの差は-0.38であり、その比率(除外後の差/除外前の差、以下同様)は1.88である。これは、非生活扶助相当品目の除外によって、除外前から存在して

いた総務省 CPI ウェイトと生活保護世帯ウェイトの乖離が1.88 倍に増幅されたこと、すなわち、総務省 CPI ウェイトを用いることによる生活保護世帯の実態との乖離が、非生活扶助相当品目の除外によって1.88 倍に拡大されることを意味する。反対に、品目 B の例ではウェイトの差の比率が1 を下回っていることから、非生活扶助相当品目の除外によってウェイトの差が小さくなったことを意味している。表6 の例から明らかなように、「ウェイトの乖離の増幅」の程度は総務省 CPI ウェイトと生活保護世帯ウェイトの数値によって品目ごとに異なり、その比率は一律ではない。したがって、国による「ウェイトの相対的な上昇は、除外されなかった品目すべてについて同じ割合で発生するのであるから、殊更にテレビ等のみを取り上げてその「増幅」を強調するのは相当でない。」¹⁰との主張は、一般世帯と生活保護世帯の消費実態の相違を考慮すれば、明らかな誤りである。「ウェイトの乖離の増幅」が一律ではないため、ウェイトの変化を通じてもたらされる品目の「寄与度の乖離の増幅」も一律ではない。

生活扶助相当 CPI が、生活保護世帯の消費実態と乖離したウェイトを用いて算出されている点を考慮すれば、表5 に示した「指数の差をもたらした要因」と「各要因の理論的問題の有無」は1 項目を追加して以下のとおりまとめることができる。

表7 指数の差をもたらす要因の理論的問題点の有無
(生活扶助相当 CPI と生活保護世帯の生計費の変動を測定する指数)

指数の下落率の差をもたらした要因	各要因の理論的問題の有無
①ウェイト参照時点の相違に起因する差 (2008 年)	生活保護世帯ウェイトを用いた指数の算出方法による
②欠測品目の除外によるウェイト変化に起因する差 (2008 年)	
③指数算式の相違に起因する差 (2008 年)	
④非生活扶助相当品目の除外によるウェイト変化に起因する差 (2008 年)	×
⑤非生活扶助相当品目の除外によるウェイト変化に起因する差 (2011 年)	×
⑥総務省 CPI と生活保護世帯ウェイトの差 (2008,2011 年)	×

表7 の⑥に示したように、生活扶助相当 CPI の算出に用いられた総務省 CPI ウェイトと生活保護世帯の消費実態に基づいたウェイトには乖離がある。この乖離が含まれる生活扶助相当 CPI を、生活保護世帯を対象としたデフレ調整に用いることはできない。これら2つの指数の比較を前提とすると、2 時点間の品目、ウェイト、指数算式に相違がない場合でも、非生活扶助相当品目の除外によるウェイト変化にも理論的問題が存在するため、④、⑤も理論的問題を含むものとなる。

①～③の理論的問題の有無は、生活保護世帯ウェイトを用いた指数をどのように算出するかによる。生活保護世帯ウェイトを用いた指数を、生活扶助相当 CPI と同様のウェイト参照時点、対象品目、指数算式として算出する場合、①～③の問題は形式的には解消される。しかし、消費構造が異なれば、ウェイトの参照時点の選択によるウェイトの変化の影響が異なり、指数への影響も異なる。欠測品目となった品目に対する支出も消費構造によって異なるため、欠測品目の除外による指数値への影響も異なる。指数算式の選択は、ウェイトの差を通じて指数に異なる影響

¹⁰ 2022 年 10 月 6 日付で国が名古屋高裁に提出した「準備書面(6)」: 75。

を与える。したがって、これらの問題点は依然として完全に解消することはできない。また、生活扶助相当 CPI の算出における①～③の方法が不適切であることは改めて指摘しておかなければならない。

本稿の目的は非生活扶助相当品目の除外によるウエイトと寄与度の「増幅」の検証にあるため、ここでは①～③についてはウエイト以外の算出方法を統一することで対応することとし、「増幅」に焦点を絞る。

ここで、総務省 CPI ウエイトを用いた生活扶助相当 CPI と生活保護世帯ウエイトを用いた指数について、ウエイトと寄与度の「乖離の増幅」の算出方法を確認する。煩雑さを避けるため、以下本節では2時点間の品目やウエイトに相違がない場合を想定する¹¹。生活扶助相当 CPI は総務省 CPI ウエイトを用いているため添字「CPI」でこれを表し、生活保護世帯は添字「L」でこれを表すこととする。

(1)式と同様に、総務省 CPI ウエイトおよび生活保護世帯ウエイトは生活扶助相当品目と非生活扶助相当品目の合計であり、それぞれ次のとおりである。

$$\begin{aligned}\sum w_{i,0}^{CPI} &= \sum w_{i,j,0}^{CPI} + \sum w_{nl,k,0}^{CPI} \\ \sum w_{i,0}^L &= \sum w_{i,j,0}^L + \sum w_{nl,k,0}^L\end{aligned}\quad \dots (6)$$

非生活扶助相当品目を除外し、生活扶助相当品目のみから物価指数を算出する場合、この指数に含まれる品目 j のウエイトは、生活扶助相当品目のウエイトに占める品目 j のウエイトの構成比である。

$$\begin{aligned}w_{ex,l,j,0}^{CPI} &= w_{i,j,0}^{CPI} \cdot \frac{\sum w_{i,0}^{CPI}}{\sum w_{i,j,0}^{CPI}} \\ w_{ex,l,j,0}^L &= w_{i,j,0}^L \cdot \frac{\sum w_{i,0}^L}{\sum w_{i,j,0}^L}\end{aligned}\quad \dots (7)$$

生活扶助相当 CPI および生活保護世帯ウエイトによる指数について、非生活扶助相当品目の除外前における生活扶助相当品目 j のウエイトの差は次式で算出される。

$$w_{i,j,0}^L - w_{i,j,0}^{CPI} \quad \dots (8)$$

他方で、非生活扶助相当品目除外後の生活扶助相当品目 j のウエイトの差は次式のとおりである。

$$w_{ex,l,j,0}^L - w_{ex,l,j,0}^{CPI} = w_{i,j,0}^L \cdot \frac{\sum w_{i,0}^L}{\sum w_{i,j,0}^L} - w_{i,j,0}^{CPI} \cdot \frac{\sum w_{i,0}^{CPI}}{\sum w_{i,j,0}^{CPI}} \quad \dots (9)$$

非生活扶助相当品目の除外によって生じる、総務省 CPI ウエイトと生活保護世帯ウエイトの「乖離の増幅」は、(8)式と(9)式の比率で表すことができる。

¹¹ 総務省 CPI ウエイトを用いた指数は生活扶助相当 CPI と一致しないが、「増幅」の定義が目的であるためここでは生活扶助相当 CPI を代理するものとする。

$$\frac{w_{ex,l,j,0}^L - w_{ex,l,j,0}^{CPI}}{w_{l,j,0}^L - w_{l,j,0}^{CPI}} = \frac{w_{l,j,0}^L \cdot \frac{\sum w_{i,0}^L}{\sum w_{l,j,0}^L} - w_{l,j,0}^{CPI} \cdot \frac{\sum w_{i,0}^{CPI}}{\sum w_{l,j,0}^{CPI}}}{w_{l,j,0}^L - w_{l,j,0}^{CPI}} \quad \dots (10)$$

(10)式に表6の品目Aの数値を代入すると、以下のとおり表6の値と一致する。

$$\frac{0.1 \times \frac{1}{0.8} - 0.3 \times \frac{1}{0.6}}{0.1 - 0.3} = 1.88 \quad \dots (11)$$

加重平均である物価指数では、「ウエイトの乖離の増幅」は、物価指数の変動に対する「寄与度の乖離の増幅」をもたらす。生活扶助相当CPIの非生活扶助相当品目の除外前 (a とする)、除外後 (b とする。これが生活扶助相当CPIとなる。)、生活保護世帯ウエイトの指数の除外前 (c とする)、除外後 (d とする)、における生活扶助相当品目 j の寄与度はそれぞれ次のとおりである。

$$\begin{aligned} a &\rightarrow \frac{(II_{j,t} - II_{j,s}) \cdot w_{l,j,0}^{CPI}}{P_s^{CPI}} \times 100 \\ b &\rightarrow \frac{(II_{j,t} - II_{j,s}) \cdot w_{ex,l,j,0}^{CPI}}{P_{ex,s}^{CPI}} \times 100 \\ c &\rightarrow \frac{(II_{j,t} - II_{j,s}) \cdot w_{l,j,0}^L}{P_s^L} \times 100 \\ d &\rightarrow \frac{(II_{j,t} - II_{j,s}) \cdot w_{ex,l,j,0}^L}{P_{ex,s}^L} \times 100 \end{aligned} \quad \dots (12)$$

非生活扶助相当品目の除外前における総務省CPIと生活保護世帯ウエイトの指数について、除外前の寄与度の差は(12)式の $c-a$ 、除外後の寄与度の差は $d-b$ である。「寄与度の乖離の増幅」は、除外前後の寄与度の比率、すなわち $d-b/c-a$ によって算出でき、表6と同様のモデルケースを用いれば表8のとおりである。

表8 モデルケースによる「寄与度の乖離の増幅」

	比較時 品目別価格 指数	除外前						寄与度の差
		ウエイト		指数		寄与度		
		一般世帯	保護世帯	一般世帯	保護世帯	一般世帯	保護世帯	
総合指数		1	1	90.0	99.0	-10.00	-1.00	-9.00
A	90	0.3	0.1	/		-3.00	-1.00	-2.00
B	100	0.2	0.3			0.00	0.00	0.00
C	110	0.1	0.4			1.00	4.00	-3.00
D (除外品目)	80	0.4	0.2			-8.00	-4.00	-4.00

	比較時 品目別価格 指数	除外後						寄与度の差	寄与度の差 の比率
		ウエイト		指数		寄与度			
		一般世帯	保護世帯	一般世帯	保護世帯	一般世帯	保護世帯		
総合指数		1	1	96.7	104	-3.33	3.75	-7.08	0.79
A	90	0.5	0.13	/		-5.00	-1.25	-3.75	1.88
B	100	0.33	0.38			0.00	0.00	0.00	
C	110	0.17	0.50			1.67	5.00	-3.33	1.11

「寄与度の乖離の増幅」は、表8の「寄与度の差の比率」によって表されている。品目Bは基準時から比較時の品目別価格指数が不変であることから、除外前後とも寄与度が0となるため、このモデルケースでは比率を算出できない。品目A、Cの寄与度の差の比率は表6の「ウエイトの乖離の増幅」と等しいが、これは、モデルケースにおいて変化率を算出する起点の指数を100としているためである。すなわち、(12)式の、 P_s^{CPI} 、 $P_{ex,s}^{CPI}$ 、 P_s^L 、 $P_{ex,s}^L$ がいずれも100であるため、 $d-b/c-a$ は次式のとおり(10)式と一致する。

$$\frac{d-b}{c-a} = \frac{(II_{j,t} - II_{j,s})(w_{ex,l,j,0}^L - w_{ex,l,j,0}^{CPI})}{(II_{j,t} - II_{j,s})(w_{l,j,0}^L - w_{l,j,0}^{CPI})} = \frac{w_{ex,l,j,0}^L - w_{ex,l,j,0}^{CPI}}{w_{l,j,0}^L - w_{l,j,0}^{CPI}} \quad \dots (13)$$

生活扶助相当CPIは、2010年を基準時 (=100) として、2008~2011年の変化率を算出したものである。(10)式から明らかなように、「ウエイトの乖離の増幅」には品目別価格指数や総合指数の値は影響しない。他方で(12)式から明らかなように、「寄与度の乖離の増幅」には、起点となる時点の品目別価格指数や総合指数が影響する。煩雑となるため式は省略するが、2008年の指数が100ではない生活扶助相当CPIでは、ウエイトと寄与度の「乖離の増幅」は値が異なる。

5. 定量的検証

非生活扶助相当品目の除外によるウエイトと寄与度の「増幅」で問題となるのは、本来測定すべき生活保護世帯の消費実態に基づくウエイトと、一般世帯の消費構造に基づく総務省CPIウエイトの「乖離」が「増幅」される点である。本節では、生活保護世帯の消費実態を表すデータとして「社会保障生計調査」を利用する。総務省CPIウエイトと社会保障生計調査ウエイトを用いて、総務省CPIの全品目および生活扶助相当品目に限定した指数をそれぞれ算出し、非生

活扶助相当品目の除外によるウエイトと寄与度の「乖離の増幅」を定量的に測定する。ウエイト以外の点、すなわち、ウエイト参照時点、対象品目、指数算式を同一とすることで、非生活扶助相当品目の除外による「乖離の増幅」を捉える。

5-1. 社会保障生計調査の支出項目の整理

支出項目ごとのウエイトと寄与度の「乖離の増幅」を定量的に検証するためには、総務省CPIの品目・類と、社会保障生計調査の支出項目を対応させなければならない。総務省CPIの品目は社会保障生計調査の支出項目と比較して詳細な分類となっているため、基本的には総務省CPIの項目を社会保障生計調査の項目に合わせて集計することとするが、項目によっては反対の操作を行う場合もある。非生活扶助相当品目の除外による「乖離の増幅」の検証が目的であるため、ウエイトはいずれも2010年のデータを利用する。

2つの統計の項目を対応させることに先立ち、社会保障生計調査の支出項目を確認すると次の3点の誤りがある。第1に、「家庭用耐久財」の集計の誤りである。社会保障生計調査の「支出第1表」を見ると、10大費目である「家具・家事用品」は「家庭用耐久財」と「家事サービス」に分類されている。「家庭用耐久財」はさらに「エアコンディショナ」、「電子レンジ」、「その他の家庭用耐久財」、「室内装備品」、「寝具類」、「家事雑貨」、「家事用消耗品」の7項目に分類され、7項目の合計は「家庭用耐久財」の支出額に一致している。この分類は、「家庭用耐久財」に「炊事、洗濯、掃除、裁縫などの家事に用いる非耐久財」（「職種区分表及び収支項目分類表」の「品目分類表」、以下、「品目分類表」）である「家事用消耗品」が含まれることになるため、明らかな誤りである。「品目分類表」を見ると、「家庭用耐久財」は「エアコンディショナ」、「電子レンジ」、「その他の家庭用耐久財」の3項目から構成されている。この分類は総務省CPIの品目分類とも一致するため、「家庭用耐久財」の支出額はこれら3項目の合計値に修正する。これにより、「家庭用耐久財」の支出額は7910から2480へと大幅に修正される。なお、「家具・家事用品」の合計額に修正はない。

第2に、「諸雑費」の金額の不一致である。「支出第1表」を見ると、「諸雑費」は「理美容用品等」、「通学用かばん」、「その他の身の回り用品」、「たばこ」の4項目からなることが示されており、その支出額は8856と記載されている。他方で、「諸雑費」を構成する4項目の合計は8502となり、数値が一致しない¹²。この不一致は次に示す項目分類の誤りを考慮しても解消できず、「諸雑費」が含まれる「その他の消費支出」の合計額も異なる。「諸雑費」および「その他の消費支出」の数値は、そこに含まれる項目の合計値に修正する。

第3に、「諸雑費」の項目分類の誤りである。「支出第1表」では、「諸雑費」と同じ分類レベルの類項目に「その他の諸雑費」があり、さらに、「その他の諸雑費」の構成項目の中に同一の項目名である「その他の諸雑費」がある。一般に、ある類に含まれる項目のうち個別に記載された項目以外の項目が「その他の項目」とされる。「品目分類表」を見ると、「諸雑費」は上記の4項目に「冠婚葬祭費」、「損害保険料」、「その他の諸雑費」の3項目を加えた7項目から構成されている。「こづかい」は、「支出第1表」では「その他の諸雑費」に含まれているが、「品目分類

¹² この点は山田（2016）でも指摘されており、「各品目の支出額を合計すると8,502円になるため修正し」ている（山田、2016：11）。また、2008年のデータを見ると、「諸雑費」は「理美容用品等」、「通学用かばん」、「その他の身の回り用品」、「たばこ」の4項目の合計と一致しているが、2011年では一致していない。

表」では「諸雑費」に含まれず、「諸雑費」と同じ分類レベルの項目となっている。「仕送り金」は、「支出第1表」では「交際費」に含まれているが、「品目分類表」では含まれていない。「品目分類表」の分類が「家計調査」の分類と整合的であるため、「品目分類表」に従ってこれらの項目の分類を修正する。

以上の3点を修正すると、表9のとおりとなる。なお、「支出第1表」の数値は平均値であり、小数点を丸めている関係で数値が一致しない箇所がある（以下同様。）。

次に、総務省CPIには「こづかい」、「その他の交際費」という品目は存在しない。これらの

表9 「支出第1表」からの修正項目（グレー部は修正箇所を表す）

社会保障生計調査の支出第1表			修正後の項目と金額	
家具・家事用品	8,511		家具・家事用品	8,511
家庭用耐久財	7,910		家庭用耐久財	2,480
エアコンディショナ	171		エアコンディショナ	171
電子レンジ	77		電子レンジ	77
その他の家庭用耐久財	2,232		その他の家庭用耐久財	2,232
室内装備品	477		室内装備品	477
寝具類	619		寝具類	619
家事雑貨	1,556		家事雑貨	1,556
家事用消耗品	2,777		家事用消耗品	2,777
家事サービス	601		家事サービス	601
家事使用者給料	0		家事使用者給料	0
その他の家事サービス	601		その他の家事サービス	601
:			:	
その他の消費支出	19,210		その他の消費支出	18,855
諸雑費	8,856		諸雑費	11,385
理美容用品等	4,864	→	理美容用品等	4,864
通学用かばん	47		通学用かばん	47
その他の身の回り用品	844		その他の身の回り用品	844
たばこ	2,747		たばこ	2,747
その他の諸雑費	7,271		冠婚葬祭費	668
冠婚葬祭費	668		損害保険料	94
損害保険料	94		その他の諸雑費	2,121
その他の諸雑費	2,121		こづかい	4,387
こづかい	4,387		交際費	2,839
交際費	3,083		労働組合費	14
労働組合費	14		他の職域負担費	19
他の職域負担費	19		地域負担費	608
地域負担費	608		贈与金	1,638
贈与金	1,638		その他の交際費	560
その他の交際費	560		仕送り金	244
仕送り金	244			

表10 「こづかい」、「その他の交際費」の按分方法

配分数(千分比)の値をそのまま利用する項目		
「穀類」	10	「菓子類」 31
「調理食品」	29	「飲料」 35
「酒類」	24	「外食」(一般外食) 226
「自動車関係費」 ¹³	76	「新聞」 3
「書籍・他の印刷物」	18	「他の教養娯楽サービス」 158
「月謝類」	9	「理美容用品等」 47
「たばこ」	47	
社会保障生計調査の配分先項目を構成する項目の支出割合で按分する項目		
「家具・家事用品」	18	「洋服」 33
「交通」	63	「通信」 13
「教養娯楽用耐久財」	37	「教養娯楽用品」 54
その他		
「医薬品」 「健康保持用摂取品」 「保健医療用品・器具」	62	総務省CPIの項目である「医薬品・健康保持用摂取品」、「保健医療用品・器具」に対応する「医薬品」、「健康保持用摂取品」、「保健医療用品・器具」に社会保障生計調査の支出割合で按分。
「通学用かばん」 「その他の身の回り用品」	7	総務省CPIの項目である「身の回り用品」に対応する「通学用かばん」、「その他の身の回り用品」に社会保障生計調査の支出割合で按分。
配分数合計 = 1,000		

項目への支出は除外されるのではなく、他の項目に按分される。総務省統計局(2011)の「家計調査品目の指数品目への分割統合」には按分先が千分比で示されているため、これを参考に、「こづかい」と「その他の交際費」の2項目への支出を表10のように按分する。

「こづかい」と「その他の交際費」の合計である4947に表10の配分率を乗じた各項目の按分額、および按分後の支出額は表11のとおりである。

つづいて、「生地・糸類」の項目を按分する。「生地・糸類」の項目はCPIに存在しない。総務省統計局(2011)によれば、「生地・糸類」を構成する2つの家計調査品目はそれぞれ、「着尺地・生地」を「洋服に類内配分」、「他の生地・糸類」を「衣料、シャツ・セーター・下着類、他の被服類に比例配分」(総務省統計局, 2011: 125)している。社会保障生計調査では、「生地・糸類」より細かい分類項目は存在しないため、「生地・糸類」の支出額を総務省CPIの「洋服」、「シャツ・セーター類」、「下着類」、「他の被服」のウエイトの割合を用いてこれらの品目に按分する。按分額は表12のとおりである。

¹³ 総務省統計局(2011)の配分項目は「自動車等維持」に含まれる品目であり、「自転車」が含まれていないため、「自動車関係費」と「自転車関係費」に按分せず、すべて「自動車関係費」に配分する。

表 11 「こづかい」、「その他の交際費」の按分額と按分後の支出額

	社会保障生計調査 支出額	項目按分数 (千分比)	按分額	按分後支出額
穀類	6,837	10	49	6,886
菓子類	4,763	31	153	4,916
調理食品	8,537	29	143	8,680
飲料	4,213	35	173	4,386
酒類	1,365	24	119	1,484
外食	3,127	226	1,118	4,245
エアコンディショナ	171	0	2	173
電子レンジ	77	0	1	78
その他の家庭用耐久財	2,232	5	23	2,255
室内装備品	477	1	5	482
寝具類	619	1	6	625
家事雑貨	1,556	3	16	1,572
家事用消耗品	2,777	6	29	2,806
その他の家事サービス	601	1	6	607
学生制服	497	4	21	518
その他の洋服	3,281	29	142	3,423
医薬品	1,052	21	104	1,156
健康保持用摂取品	549	11	54	603
保健医療用品・器具	1,494	30	148	1,642
通学定期代	750	9	44	794
通勤定期代	417	5	25	442
その他の交通費	4,125	49	243	4,368
自動車等関係費	785	76	376	1,161
郵便・運送料	318	0	2	320
固定電話通信料	3,077	4	19	3,096
携帯電話通信料	6,547	8	41	6,588
通信機器	221	0	1	222
PC・AV 機器	737	25	122	859
他の教養娯楽用耐久財	373	12	62	435
学習用文房具	219	3	15	234
その他の文房具	335	5	23	358
スポーツ用品	597	8	41	638
他の教養娯楽用品	2,731	38	188	2,919
新聞	1,764	3	15	1,779
書籍・他の印刷物	980	18	89	1,069
月謝類	806	9	45	851
他の教養娯楽サービス	2,166	158	782	2,948
理美容用品等	4,864	47	233	5,097
通学用かばん	47	0	2	49
その他の身の回り用品	844	7	33	877
たばこ	2,747	47	233	2,980

表12 「生地・糸類」の他項目への按分額

	按分前支出額	按分額	按分後支出額
洋服	3,941	49	3,990
学生制服	518	6	525
その他の洋服	3,423	42	3,465
シャツ・セーター類	904	11	915
下着類	931	11	942
他の被服	1,027	13	1,040
合計		84	

注：「生地・糸類」の按分前支出額は84で按分額の合計と一致する。

5-2. 総務省CPIと社会保障生計調査の項目の対応

非生活扶助相当品目の除外によるウエイトと寄与度の「乖離の増幅」を項目ごとに算出するために、総務省CPIの項目と社会保障生計調査の項目を対応させる。総務省CPIは、「信仰・祭祀費」、「寄付金」、「贈与金」、「他の負担費」、「仕送り金」について、「一般に市場が存在しないこと、支払う費用と受ける対価の関係が明確ではないこと、あるいは他の世帯などへの所得移転であることなどの理由から、消費者物価指数の範囲から除外」している（総務省統計局，2011：21）。本稿では、これらに対応する社会保障生計調査の項目、すなわち、「交際費」（「労働組合費」、「他の職域負担費」、「地域負担費」、「贈与金」、「その他の交際費（他項目へ按分済み）」と「仕送り金」を除外する。

「冠婚葬祭費」は、CPIに項目が存在せず「全品目へ比例配分」されている（総務省統計局，2011：129）。物価指数は加重平均によって算出されるため、冠婚葬祭費を除外することで全品目へ比例配分することと同様の処理をすることができる¹⁴。

これらの除外による「その他の消費支出」の項目と金額は表13のとおりとなる。

総務省CPIと社会保障生計調査の項目では、「穀類」のように同一の項目が存在する一方で、一致する項目が存在しないケースがある。総務省CPIの項目を社会保障生計調査の項目に対応させるように加工することを基本的な方針として、項目の対応を以下のとおりとする。なお、ここでの項目は非生活扶助相当品目を含めたものであり、これらの除外については後述する。

次の項目は社会保障生計調査の項目と総務省CPIの項目が一致しているため、そのまま対応させる。

「穀類」、「魚介類」、「肉類」、「乳卵類」、「野菜・海藻」、「果物」、「油脂・調味料」、「菓子類」、「調理食品」、「飲料」、「酒類」、「学校給食」、「火災保険料」、「電気代」、「ガス代」、「上下水道料」、「電子レンジ」、「室内装備品」、「寝具類」、「家事雑貨」、「家事用消耗品」、「家事サービス」、「和服」、「洋服」、「シャツ・セーター類」、「下着類」、「被服関連サービス」、「健康医療用品・器具」、「保健医療サービス」、「固定電話通信料」、「授業料等」、「教科書・学習参考書」、「補習教育」、「ピアノ」、「自動車教習料」、「通学用かばん」、「たばこ」。

¹⁴ 本節で検討する「増幅」は消費構造の「乖離の増幅」であり、第3節に示したとおり、同一の消費構造内での品目の除外に問題はない。また、小数点の処理等の問題もあり、比例配分を行うよりも品目を除外する方が望ましい。

表 13 項目の除外による支出項目と支出額の変化

消費支出		173,264	消費支出		170,073
→	その他の消費支出	14,408	→	その他の消費支出	11,217
	諸雑費	11,885		諸雑費	11,217
	理美容用品等	5,097		理美容用品等	5,097
	通学用かばん	49		通学用かばん	49
	その他の身の回り用品	877		その他の身の回り用品	877
	たばこ	2,980		たばこ	2,980
	冠婚葬祭費	668		損害保険料	94
	損害保険料	94		その他の諸雑費	2,121
	その他の諸雑費	2,121			
	こづかい	0			
	交際費	2,523			
	労働組合費	14			
	他の職域負担費	19			
	地域負担費	608			
	贈与金	1,638			
	その他の交際費	0			
	仕送り金	244			

以下の項目は項目名に若干の相違があるものの、同一の項目として対応させる。記載順は社会保障生計調査の項目名、総務省 CPI の項目名の順である。

「エアコンディショナ」と「ルームエアコン」、「他の被服」と「他の被服類」、「自転車関係費」と「自転車」、「移動電話通信料」と「携帯電話通信料」、「スポーツ用品」と「運動用具」、「新聞」と「新聞代」。

上記以外の項目は以下のとおりとする。

「外食」には「一般外食」を対応させる。総務省 CPI の「外食」は「一般外食」と「学校給食」からなり、社会保障生計調査の「外食」に「学校給食」が含まれていないからである。

「家賃・地代」には「家賃」を対応させる。社会保障生計調査の「家賃・地代」は「定期的家賃・地代」と「その他の家賃・間代等」の2項目からなり、総務省 CPI の「家賃」は「民営家賃」、「公営・都市再生機構・公社家賃」、「持家の帰属家賃」の3項目からなる。それぞれの構成項目を対応させることが困難であり、また、総務省 CPI の「家賃」のウエイトのおよそ84%を占める「持家の帰属家賃」が「民営家賃」を基礎として算出されていることから、「家賃・地代」には「家賃」を対応させる¹⁵。「設備修繕維持」には「火災保険料」を除く「設備修繕・維持」を対応させる。社会保障生計調査では「設備修繕維持」が「設備修繕・維持」と「火災保険料」から構成されるためである。

「他の光熱」には「他の光熱」をそのまま対応させる。社会保障生計調査の「他の光熱」は「灯油」と「石炭その他の光熱費」からなるが、総務省 CPI の「他の光熱」に含まれる品目は「灯油」のみである。「石炭その他の光熱費」に対応する品目が存在しないこと、「他の光熱」に占める「石炭その他の光熱費」の割合が3.3%程度であることからこのような方法を採用した。

「他の家庭用耐久財」には直接対応する項目が存在しないため、「家庭用耐久財」に含まれる項

目のうち、直接対応している「ルームエアコン」と「電子レンジ」を除く項目を「他の家庭用耐久財」に対応させる。具体的には、「電気炊飯器」、「電気ポット」、「ガステーブル」、「電気冷蔵庫」、「電気掃除機」、「電気洗濯機（全自動洗濯機）」、「電気洗濯機（洗濯乾燥機）」、「電気アイロン」、「温風ヒーター」、「電気カーペット」、「整理だんす」、「食堂セット」、「食器戸棚」の13品目である。

「医薬品」と「健康保持用摂取品」を合計し「医薬品・健康保持用摂取品」に対応させる。

「通学定期代」には「通学定期（JR）」と「通学定期（JR以外）」、「通勤定期代」には「通勤定期（JR）」と「通勤定期（JR以外）」をそれぞれ対応させる。「その他の交通費」には、「通学定期（JR）」、「通学定期（JR以外）」、「通勤定期（JR）」、「通勤定期（JR以外）」を除く「交通」に対応させる。「自動車等関係費」には「自転車」を除く「自動車等関係費」に対応させる。「郵便・運送料」には「はがき」、「封書」、「運送料」に対応させ、「通信機器」には「固定電話機」と「携帯電話機」に対応させる。

「PC・AV機器」には「テレビ」、「携帯型オーディオプレーヤー」、「ビデオレコーダー」、「パソコン（デスクトップ型）」、「パソコン（ノート型）」、「プリンタ」に対応させる。「品目分類表」によれば、「カメラ」、「ビデオカメラ」は「他の教養娯楽用耐久財」に分類されるため、「他の教養娯楽用耐久財」には「電子辞書」、「カメラ」、「ビデオカメラ」、「学習机」に対応させる。「学習用文房具」と「その他の文房具」は、総務省CPIでは「文房具」としてまとめられている。「品目分類表」を参考にある程度の区分は可能であるが、本稿では総務省CPIに対応させ、「文房具」としてまとめた。「他の教養娯楽用品」には、「教養娯楽用品」のうち「文房具」と「運動用具」を除く項目である「がん具」、「切り花」、「他の娯楽用品」を、「書籍・他の印刷物」には「雑誌」と「書籍」に対応させる。「月謝類」には「自動車教習料」を除いた「月謝類」を、「放送受信料」には「放送受信料（NHK）」を除く「受信料」に対応させる。これは、生活保護世帯においてNHKの放送受信料の支払いが免除されているためである。「他の教養娯楽サービス」には「受信料」を除いた「他の教養娯楽サービス」に対応させる。

「理美容用品等」には「理美容サービス」と「理美容用品」に対応させ、「その他の身の回り用品」には「通学用かばん」を除く「身の回り用品」に対応させる。「損害保険」には「傷害保険」に対応させる。傷害保険は損害保険に含まれるもので両者は同一の項目ではないが、「火災保険料」や「自動車保険料（自賠責）」、「自動車保険料（任意）」が別途品目として設定されていることから、対応項目とした。「その他の諸雑費」には「傷害保険料」を除く「他の諸雑費」に対応させる。なお、社会保障生計調査では「諸雑費」と「その他の諸雑費」を合わせて「その他の消

¹⁵ 持家の帰属家賃は「全国消費実態調査…（中略）…において推計される「持家の帰属家賃」を基に算出した持家の帰属家賃額をウェイトに算入し、毎月の比較時価格は小売物価統計調査で調査している民営家賃の家賃額を代入して」算出されている（総務省統計局、2011：5）。平成21年全国消費実態調査の「持ち家の帰属家賃」は次のように算出される。「平成20年10月に実施された住宅・土地統計調査の民営借家の個別データを用いて、全国を4ブロック【東京都、関東3県（埼玉県、千葉県、神奈川県）、近畿3府県（京都府、大阪府、兵庫県）、その他の道県】（推計地域区分）に分け、それぞれについて、住宅の構造、建築時期、延べ床面積などを説明変数とする家賃関数を仮定して、回帰計算（最小二乗法）により係数を決定し」、「上記で決定した家賃関数に個々の世帯の住宅に関する情報を当てはめて得られる値に、消費者物価指数の全国の「民営家賃」の平成21年10月（全国消費実態調査実施時）の指数値と20年10月（住宅・土地統計調査実施時）の指数値の比を乗じた推計値をもって、当該世帯の持ち家の帰属家賃とした。」（総務省統計局HP、平成21年全国消費実態調査用語の解説）。

費支出」とされているが、総務省 CPI では、社会保障生計調査の「その他の消費支出」に対応する項目は「諸雑費」となっている。本稿では、社会保障生計調査の「その他の消費支出」を「諸雑費」として、総務省 CPI に対応させる。

5-3. 非生活扶助相当品目の除外前後のウエイトの作成

非生活扶助相当品目の除外による「乖離の増幅」を定量的に捉えるためには、これらの品目の除外前後の比較が必要である。「生活扶助相当 CPI 算出表（以下、「算出表」）」を参考に、除外する非生活扶助相当品目と、それらの除外に伴う項目の修正を次のとおりとする。

表 14 非生活扶助相当品目を含む項目の修正概要

「学校給食」, 「住居」, 「学生制服」, 「通学定期代」, 「通勤定期代」, 「自動車等関係費」, 「授業料等」, 「自動車教習料」	除外
「住居」(「設備修繕・維持」), 「保健医療サービス」	ごく一部の生活扶助相当品目 が含まれるが、除外
「保健医療用品・器具」, 「その他の交通費」, 「教科書・学習参考教材」, 「その他の諸雑費」	総務省 CPI のウエイトを用 いて按分

10 大費目である「住居」は、そのほとんどすべてが非生活扶助相当品目である。ただし、総務省 CPI の品目では、「設備修繕・維持」に含まれる「板材」, 「塗料」, 「錠」の 3 品目は生活扶助相当品目となっている。これら 3 品目の CPI ウエイトの合計は 10 (1 万分比) と小さく、社会保障生計調査におけるこれらの項目に対する支出額が不明であること、これら 3 品目のみで「住居」の項目を表章することは適切ではないことから、「住居」の項目はすべて除外する。同様に、「保健医療サービス」に含まれる「マッサージ料金」, 「人間ドック受診料」, 「予防接種料」は生活扶助相当品目であるが、これらを除外する (3 品目の総務省 CPI ウエイトの合計は 1 万分比で 22)。

「保健医療用品・器具」に含まれる「眼鏡」と「コンタクトレンズ」, 「その他の交通費」に含まれる「高速道路料金」, 「教科書・学習参考教材」に含まれる「教科書」, 「その他の諸雑費」に含まれる「保育所保育料」と「介護料」はそれぞれ非生活扶助相当品目である。これらの項目は、総務省 CPI のウエイトの割合に相当する社会保障生計調査における支出額を、これらの品目が含まれる項目の支出額から差引く。

以上により算出された社会保障生計調査 (2 人以上世帯) のウエイトについて、総務省 CPI と併せてまとめると表 15 のとおりである。なお、各項目に対応するウエイトは付表 1 にまとめている。また、付表 1 では「教養娯楽サービス」および「放送受信料」について、NHK を含む項目と NHK を含まない項目をそれぞれ算出している。生活保護世帯では NHK 受信料の支払いが免除されており、総務省 CPI とは利用すべき項目が異なるからである (以下同様)。

表15 総務省CPIと社会保障生計調査のウエイト

	総務省CPIウエイト (2010年)	社会保障生計調査(2人以上) ウエイト(2010年)
当初ウエイト	10,000	170,074
生活扶助相当品目 同構成比	6,355 63.6%	127,035 74.7%
非生活扶助相当品目 同構成比	3,645 36.5%	43,039 25.3%

注:「板材」、「塗料」、「錠」、「マッサージ料金」、「人間ドック受診料」、「予防接種料」(合計ウエイトは1万分比で32)の除外を含む。

表15および(2)式から、非生活扶助相当品目を除外したことによる生活扶助相当品目のウエイトは、総務省CPIで $10000/6355=1.57$ 倍、社会保障生計調査ウエイトで $170074/127035=1.34$ 倍となる。非生活扶助相当品目の除外による影響が、総務省CPIウエイトと社会保障生計調査ウエイトで異なることが確認できる。

5-4. 支出項目に対応した指数の算出

前項までで作成したウエイトに対応させる各項目の類指数を算出する。生活扶助相当CPIでは2008年と2011年の値が算出されているため、この2年の類指数が必要である。

2011年の類指数は、その類に含まれる品目について、2010年基準で見た2011年の品目別価格指数と2010年の総務省CPIウエイトを用いた加重平均によって算出する。社会保障生計調査の項目は総務省CPIの品目に対応するほど細かく分類されていないため、支出項目に対応する類指数の算出では総務省CPIウエイトを利用せざるを得ない。

2008年の類指数は、次の2つの方法により算出する。第1は、2010年基準で見た品目別価格指数と2010年の総務省CPIウエイトを用いて加重平均したものであり、これは、指数値としては生活扶助相当CPIに近くなる。鈴木(2023b)で明らかにしたように、生活扶助相当CPIの算出には、類レベルでの計算と品目レベルでの計算が混在している。生活扶助相当CPIの算出における項目ごとの集計レベルを、社会保障生計調査の項目に準拠した本稿の支出項目に完全に対応させることは不可能であるため、ここではすべての支出項目を品目レベルで集計する。第2は、2005年基準で見た品目別価格指数に2005年の総務省CPIウエイトを乗じて加重平均した指数を、2010年を100として接続するものである。これは、総務省CPIの算出方法であり、本来はこの方法によって算出されるべきものである。

5-5. 指数の算出とウエイトおよび寄与度の「乖離の増幅」

前項までで算出されたウエイトと類指数を用いて、総務省CPIウエイトと社会保障生計調査ウエイトのそれぞれについて、全品目を対象とした指数および生活扶助相当品目のみを対象とした指数を算出する。2008年と2011年についてそれぞれ指数を算出し、総務省CPIウエイトおよび社会保障生計調査ウエイトのそれぞれについてウエイトと寄与度の「乖離の増幅」を算出する。

非生活扶助相当品目の除外による10大費目の「ウエイトの乖離の増幅」は表16のとおりである。除外前のウエイトの乖離は総務省CPIと社会保障生計調査ウエイトの差であるため、社会保障生計調査のウエイトを1万分比に換算している。除外後の差は除外後のウエイトを1万分比

に換算して算出している。なお、すべての項目の結果は付表2にまとめている。

表16 10大費目の「ウエイトの乖離の増幅」

	除外前 (1万分比)		除外後 (1万分比)		当初の 乖離	除外後の 乖離	乖離の増幅 (比率)	乖離の増幅 (差)
	CPI	社保生	CPI	社保生				
消費支出 (= 総合)	10,000	10,000	10,000	10,000	0	0	0	0
食料	2,525	3,156	3,923	4,177	631	254	0.403	-376
住居	2,122	1,809	-	-	-313	-	-	-
光熱・水道	704	1,042	1,108	1,395	338	287	0.850	-51
家具・家事用品	345	506	543	677	161	134	0.834	-27
被服及び履物	405	500	622	628	95	6	0.063	-89
保健医療	428	230	275	189	-198	-87	0.437	112
交通通信	1,421	1,026	854	1,142	-395	287	-0.728	682
教育	334	343	161	85	9	-76	-8.191	-85
教養娯楽	1,145	730	1,717	966	-415	-751	1.809	-336
諸雑費	569	660	798	743	91	-55	-0.607	-146

表16の値は表6のモデルケースと同様の方法で算出している。たとえば「食料」では、非生活扶助相当品目を除外する前のウエイトの差が1万分比で631、除外後のウエイトの差が1万分比で254である。ウエイトの差は社会保障生計調査ウエイトから総務省CPIウエイトを減じることで算出しているため、ウエイトの差が正の場合には社会保障生計調査ウエイトの方が大きいこと、すなわち、生活保護世帯の支出割合の方が大きいことを示している（負の場合にはこれと反対である）。「教養娯楽」のようにウエイトの差の比率が1を超えている項目は、非生活扶助相当品目の除外により総務省CPIウエイトと社会保障生計調査ウエイトの差が拡大したことを表している。たとえば「教養娯楽」では、非生活扶助相当品目の除外前で生活保護世帯のウエイトが一般世帯より415（支出割合で4.15%）小さかったが、除外後にはその差が751（支出割合で7.51%）となり、差がおよそ1.8倍に拡大している。すなわち、「教養娯楽」の「ウエイトの乖離の増幅」は1.8倍である。表15から、非生活扶助相当品目の除外による生活扶助相当品目のウエイトの増加率は、平均では社会保障生計調査ウエイトの方が総務省CPIウエイトよりも小さい。したがって、除外前の差が正である、すなわち、社会保障生計調査ウエイトの方が大きい項目では、ウエイトの差の比率は1より小さくなり、ウエイトの乖離は「増幅」ではなく「縮小」される。「当初の乖離」が負である「住居」、「保健医療」、「交通通信」、「教養娯楽」のうち、「教養娯楽」を除く3費目では、非生活扶助相当品目の占める割合が大きい。非生活扶助相当品目のウエイトは、総務省CPIウエイトの方が社会保障生計調査ウエイトよりも大きく、非生活扶助相当品目の除外による項目全体のウエイトの減少が、除外による生活扶助相当品目の一律増加よりも大きかったことで乖離の差の比率が1を下回っている。他方で、「教養娯楽」には非生活扶助相当品目がほとんど含まれていないため¹⁶、当初の負の乖離が除外による一律増加によってさらに拡大した。「教養娯楽」は他の費目と比較して、総務省CPIウエイトで表される一般世

¹⁶ 「教養娯楽」に含まれる非生活扶助相当品目は「自動車教習料」（総務省CPIウエイトで11）、「放送受信料（NHK）」（同43）の2品目のみである。

帯の消費構造と、社会保障生計調査ウエイトで表される生活保護世帯の消費構造が特に大きく異なる項目であること、すなわち、生活保護世帯の「教養娯楽」への支出が、一般世帯と比較してかなり少ないことが分かる。

「教育」では、ウエイトの差の比率が負である。これは、非生活扶助相当品目の除外前後でウエイトの差の正負が逆転していることを意味する。すなわち、除外前は生活保護世帯の支出割合の方が一般世帯よりも高かったが、除外後では一般世帯の支出割合の方が高い。これは「交通通信」や「教育」のように、当該費目に占める非生活扶助相当品目（「交通通信」では「自動車等関係費」、「教育」では「授業料等」、「教科書」）の割合が大きい項目で生じている。「諸雑費」では、当初の乖離が比較的小さく、非生活扶助相当品目の除外による一律増加によりウエイトの大小関係が逆転し、乖離の差の比率が負となっている¹⁷。なお、付表2に記載している10大費目より詳細な分類項目ではウエイトが小さい項目があり、そうした項目ではウエイトの小さな変化によりウエイトの差の比率が極端に大きくなる場合、あるいは小さくなる場合がある。たとえば「室内装備品」のウエイトの差は4.3から0.18に変化し（付表2の値は四捨五入した値）、その比率は0.041である。また、ウエイトの差の比率は、それを算出する差の大きさの水準を表した値ではない。これらの項目では「ウエイトの差の差」を併せて見る必要がある。

次に、10大費目について、生活扶助相当品目の除外前後の指数は表17、除外による「寄与度の乖離の増幅」は表18のとおりである。なお、すべての項目の結果は、付表3にまとめている。

表17、表18から次の4点が確認できる。第1に、2008年の指数は、L式接続よりもP式等価による指数の方がやや高い（表17）。寄与度の差はP式等価よりL式接続の方が大きく、数値としてはP式等価に近い生活扶助相当CPIは、通常の接続方式より一般世帯と生活保護世帯の物価下落率の差をより過大に評価することになる。第2に、2008～2011年の指数の変動率の

表17 非生活扶助相当品目の除外前後の指数

	全品目						生活扶助相当品目					
	L式接続		P等価式		2011年		L式接続		P等価式		2011年	
	2008年		2008年				2008年		2008年			
	CPI	社保生	CPI	社保生	CPI	社保生	CPI	社保生	CPI	社保生	CPI	社保生
消費支出 (=総合)	103.6	102.5	103.7	102.8	99.7	100.2	104.2	102.6	104.6	103.2	99.4	100.3
食料	100.1	100.4	100.3	100.5	99.6	99.5	100.2	100.4	100.3	100.6	99.6	99.5
住居	100.6	100.7	100.6	100.6	99.8	99.8	-	-	-	-	-	-
光熱・水道	104.1	106.0	104.1	106.1	103.3	104.5	104.1	106.0	104.1	106.1	103.3	104.5
家具・家事用品	108.7	107.7	110.7	109.8	94.4	94.9	108.7	107.7	110.7	109.8	94.4	94.9
被服及び履物	102.0	102.1	102.5	102.6	99.7	99.6	102.1	102.3	102.7	102.9	99.7	99.6
保健医療	100.9	103.6	101.4	102.9	99.3	99.0	104.1	104.1	103.0	103.0	98.5	98.5
交通通信	104.1	101.4	103.5	101.2	101.2	100.4	100.8	100.7	99.8	100.6	99.8	100.3
教育	109.1	110.1	105.8	106.3	97.9	97.6	99.1	96.8	99.1	96.8	99.8	99.9
教養娯楽	116.5	109.8	118.2	113.7	95.9	97.1	117.3	109.9	119.1	113.8	95.7	97.1
諸雑費	98.9	98.4	99.0	98.6	103.9	106.6	98.7	98.1	98.9	98.3	104.4	107.8

¹⁷ 非生活扶助相当品目として「保育所保育料」（総務省CPIウエイトで52）、「介護料」（同11）が含まれるが、ウエイトは大きくはない。

表 18 10大費目の「寄与度の乖離の増幅」

	寄与度の差 (除外前)		寄与度の差 (除外後)		寄与度の差の比率		寄与度の差の差	
	L式接続	P式等価	L式接続	P式等価	L式接続	P式等価	L式接続	P式等価
	c-a		d-b		(d-b)÷(c-a)		(d-b)-(c-a)	
消費支出 (=総合)	1.41	1.26	2.31	2.11	1.64	1.68	0.901	0.852
食料	-0.14	-0.14	-0.16	-0.15	1.13	1.06	-0.019	-0.009
住居	0.01	0.01	-	-	-	-	-	-
光熱・水道	-0.10	-0.10	-0.12	-0.12	1.22	1.21	-0.021	-0.021
家具・家事用品	-0.16	-0.19	-0.10	-0.14	0.65	0.70	0.055	0.058
被服及び履物	-0.03	-0.04	-0.03	-0.03	0.83	0.76	0.005	0.008
保健医療	-0.04	0.00	0.04	0.04	-1.12	-8.75	0.085	0.040
交通通信	0.30	0.23	0.03	-0.04	0.11	-0.17	-0.263	-0.273
教育	-0.05	-0.03	0.01	0.01	-0.26	-0.41	0.068	0.049
教養娯楽	1.38	1.29	2.36	2.28	1.72	1.77	0.986	0.991
諸雑費	0.25	0.25	0.27	0.26	1.08	1.08	0.020	0.019

注：表中の a~d は(12)式に対応している（以下同様。）。

差がL式接続で1.41%，P式等価で1.26%と正の値となっていることから，生活保護世帯の消費実態に基づいた指数の下落率が一般世帯のそれよりも小さい（表18）。第3に，非生活扶助相当品目の除外後の寄与度の差は除外前の差よりも大きく，その比率はL式接続で1.64倍，P式等価で1.68倍である（表18）。非生活扶助相当品目の除外によって，一般世帯と生活保護世帯の物価下落率の差が1.6~1.7倍程度拡大したことになる。第4に，一般世帯と生活保護世帯の寄与度の差をもたらした最大の要因は「教養娯楽」である（表18）。総合指数の変動の差に対する「教養娯楽」の寄与度の差の割合は，除外前のL式接続で1.38/1.41=98%，P式等価で1.29/1.26=102%，除外後のL式接続で2.36/2.31=102%，P式等価で2.28/2.11=108%である。したがって，総合指数の変動の差のほとんどすべてが「教養娯楽」の差によるものである¹⁸。「教養娯楽」を構成する項目別に見ると，表19，表20のとおりである。

表 19 「教養娯楽」構成項目の指数

	全品目						生活扶助相当品目					
	L式接続		P等価式		2011年		L式接続		P等価式		2011年	
	2008年		2008年				2008年		2008年			
	CPI	社保生	CPI	社保生	CPI	社保生	CPI	社保生	CPI	社保生	CPI	社保生
消費支出 (=総合)	103.6	102.5	103.7	102.8	99.7	100.2	104.2	102.6	104.6	103.2	99.4	100.3
教養娯楽	116.5	109.8	118.2	113.7	95.9	97.1	117.3	109.9	119.1	113.8	95.7	97.1
教養娯楽用耐久財	198.7	177.1	208.6	212.1	71.2	73.5	198.7	177.1	208.6	212.1	71.2	73.5
PC・AV機器	205.7	205.7	214.7	214.7	69.6	69.6	205.7	205.7	214.7	214.7	69.6	69.6
ピアノ	88.6	-	88.6	-	100.0	-	88.6	-	88.6	-	100.0	-
他の教養娯楽用耐久財	120.6	120.6	207.2	207.2	81.1	81.1	120.6	120.6	207.2	207.2	81.1	81.1

¹⁸ 他の費目の寄与度もそれぞれ算出されているが，「教養娯楽」と比較して相対的に小さく，それらの合計は正負の値が概ね相殺されている。

表20 「教養娯楽」構成項目の「寄与度の乖離の増幅」

	寄与度の差 (除外前)		寄与度の差 (除外後)		寄与度の差の比率		寄与度の差の差	
	L式接続	P式等価	L式接続	P式等価	L式接続	P式等価	L式接続	P式等価
	c - a		d - b		(d - b) ÷ (c - a)		(d - b) - (c - a)	
消費支出 (= 総合)	1.41	1.26	2.31	2.11	1.64	1.68	0.901	0.852
教養娯楽	1.38	1.29	2.36	2.28	1.72	1.77	0.986	0.991
教養娯楽用耐久財	1.34	1.24	2.27	2.17	1.70	1.75	0.929	0.928
PC・AV機器	1.43	1.52	2.39	2.54	1.67	1.67	0.961	1.017
ピアノ	-	-	-	-	-	-	-	-
他の教養娯楽用耐久財	-0.09	-0.28	-0.11	-0.36	1.31	1.30	-0.027	-0.084

表19、表20から、「教養娯楽」の寄与度の差は、そのほとんどすべてが「教養娯楽用耐久財」、その中でも「PC・AV機器」の寄与度の差である(表20)。「テレビ」や「パソコン」といった、品目別価格指数の下落が大きい品目が含まれる「PC・AV機器」の2008年の類指数は200を超えており、2008～2011年の類指数の下落率が大きい(表19)。表16で確認できた点、すなわち、「教養娯楽」の「ウエイトの乖離の増幅」が特に大きかった点を考慮すれば、一般世帯ウエイトによる指数と生活保護世帯の消費実態に基づいたウエイトによる指数の差をもたらした要因は「教養娯楽」、さらにはその中の「PC・AV機器」である。「教養娯楽」の類指数は大きく下落し、一般世帯と生活保護世帯のウエイトの差が大きかったことで、寄与度の差が大きくなった。また、非生活扶助相当品目の除外によりウエイトの差がさらに増幅されたことで拡大した総合指数の変動率の差も、そのほとんどすべてが「教養娯楽」の「寄与度の乖離の増幅」によるものである。

結 語

デフレ調整率の根拠とされた生活扶助相当CPIは、非生活扶助相当品目を除外して算出されたことで、生活扶助相当品目のウエイトが総務省CPIウエイトと比較して増加した。「増幅」に言及した地裁判決では、「増幅」は総務省CPIと生活扶助相当CPIの間の問題として認識されている。この意味での「増幅」は、ウエイトや寄与度の「数値」ではたしかに存在するものの、指数の対象となる品目やウエイトが適切に設定されている限りにおいて理論的に問題はない。しかし、総務省CPIウエイトによって表される一般世帯の消費構造が生活保護世帯の消費構造と異なるという点を考慮すれば、生活扶助相当CPIのウエイトは生活保護世帯の物価変動を捉える目的に照らして明らかに不適切である。

生活保護世帯の直面する物価変動を測定するために用いられるべきウエイトは、生活保護世帯の消費実態に基づかなければならない。非生活扶助相当品目の除外前に、すでに本来あるべきウエイトと生活扶助相当CPIの算出に利用された総務省CPIウエイトには「乖離」が存在する。非生活扶助相当品目の除外の影響は消費構造によって異なるため、除外前にすでに存在していた「乖離」が除外によって「増幅」される。これが本来検討対象とすべき「増幅」である。

生活保護世帯の消費実態に基づくウエイトと総務省CPIウエイトを比較すれば、非生活扶助相当品目の除外による「ウエイトの乖離の増幅」は理論的に大きな問題である。品目あるいは類によって、除外前に存在した「ウエイトの乖離」の大きさが異なるため、除外の影響は一律では

ない。生活扶助相当 CPI の対象期間は 2010 年基準で見た 2008 年と 2011 年であり、変化率を算出する起点が指数の基準時と異なるため、「寄与度の乖離の増幅」は「ウエイトの乖離の増幅」と異なる比率となる。

「ウエイトの乖離の増幅」は、非生活扶助相当品目として除外される品目が多い「交通通信」や「教育」で大きい。非生活扶助相当品目の割合が小さいにもかかわらず「ウエイトの乖離の増幅」が大きいのは「教養娯楽」であり、これは一般世帯と生活保護世帯の消費実態の差が大きいことによる。「教養娯楽」では、生活保護世帯の支出割合が一般世帯と比較して小さく、非生活扶助相当品目の除外によってその差がさらに拡大する。

一般世帯と生活保護世帯のウエイトを用いた指数の差は、その大部分が「教養娯楽」によるものであり、特に、「教養娯楽用耐久財」に含まれる「PC・AV 機器」の寄与度の差による。「PC・AV 機器」に含まれる「テレビ」や「パソコン」等の品目別価格指数の大きな下落と「ウエイトの乖離の増幅」によって大きな寄与度の差がもたらされた。

本稿で算出した一般世帯ウエイトの指数は、生活保護世帯の消費実態と乖離した総務省 CPI ウエイトを用いて算出された生活扶助相当 CPI に近い値である。生活扶助相当 CPI の大きな下落率は、2008 年の指数が大きくなる Paasche 等価式に近い値となる独自指数によって生じた部分も大きい。しかし、生活保護世帯の消費実態に基づいたウエイトを用いると、Paasche 等価式を利用した場合であっても、生活扶助相当 CPI で算出されたほどの大きな下落は生じない。生活扶助相当 CPI は、生活保護世帯の直面する物価変動を測定する指標として明らかに不適切であり、生活保護世帯の直面する物価下落率を過大に評価している。その過大評価の大部分は「教養娯楽」、特に「PC・AV 機器」のウエイトが生活保護世帯の消費実態と乖離している点、および非生活扶助相当品目の除外によってその「乖離」が「増幅」された点にある。

「増幅」に言及している地裁判決のうち本稿で検討した 4 つの判決は、「増幅」の比較対象を総務省 CPI としている点において不十分であるが、生活扶助相当 CPI の算出に利用された総務省 CPI ウエイトと生活保護世帯の消費実態との乖離を指摘し、「テレビ」や「パソコン」等の指数の下落が生活保護世帯の直面する物価変動と生活扶助相当 CPI が示す物価変動との乖離の原因であるとしている点で、正しい指摘である。

〈参考文献〉

- [1] ILO (2004), *Consumer Price Index Manual: Theory and Practice*, 日本統計協会訳『消費者物価指数マニュアル—理論と実践』日本統計協会, 2005 年.
- [2] 阿部太郎 (2021) 「生活扶助相当 CPI に関する意見書」, 2021 年 9 月 11 日付作成の意見書.
- [3] 宇南山卓 (2019) 「生活扶助相当 CPI の指数算式の妥当性について」, 2019 年 12 月 2 日付作成の意見書.
- [4] 上藤一郎 (2014) 「厚生労働省の生活扶助相当 CPI をめぐる一考察」, 『統計学』第 106 号, 経済統計学会.
- [5] 上藤一郎 (2017) 「生活扶助相当 CPI の理論的性質と政策課題に対する適用可能性」, 2017 年 5 月 15 日付作成の意見書.
- [6] 上藤一郎 (2020) 「生活扶助相当 CPI の消費者物価指数としての適格性」, 2020 年 8 月 3 日付作成の意見書.
- [7] 大阪地方裁判所 (2021) 「生活保護基準引下げ処分取消等請求事件」判決, 2021 年 2 月 22 日.
- [8] 厚生労働省社会・援護局保護課 (2013) 「生活扶助相当 CPI 算出表」, 参議院議員福島みずほ事務所からの請求に応じて厚生労働省社会・援護局が作成した資料.
- [9] 古賀麻衣子 (2021) 「生活扶助相当 CPI の算出方法に関する見解」, 2021 年 9 月 10 日付作成の意見書.

- [10] 鈴木雄大 (2018) 『消費者物価指数の課題と方法—物価変動・生計費変動とその利用—』, 創成社.
- [11] 鈴木雄大 (2022a) 「「生活扶助相当 CPI」で「生活保護世帯の可処分所得の実質的変動」を適切に測定することは到底不可能」, 『賃金と社会保障』第 1799 号, 旬報社.
- [12] 鈴木雄大 (2022b) 「生計費測定指標としての生活扶助相当 CPI の理論的問題点」, 『北海学園大学経済論集』第 70 巻第 3 号.
- [13] 鈴木雄大 (2023a) 「デフレ調整における目的と手段の理論的不整合—生活扶助相当 CPI による生活保護基準引下げの問題点—」, 『統計学』第 124 号, 経済統計学会.
- [14] 鈴木雄大 (2023b) 「生活扶助相当 CPI の算出における指数算式の再検討」, 『統計学』第 125 号, 経済統計学会.
- [15] 総務省統計局 (2006) 『平成 17 年基準消費者物価指数の解説』.
- [16] 総務省統計局 (2007) 「平成 17 年基準消費者物価指数の中間年における見直し」.
- [17] 総務省統計局 (2011) 『平成 22 年基準消費者物価指数の解説』.
- [18] 高木健康 (2022) 「情報公開による社会保障生計調査のデータでの計算について」, 2022 年 11 月 22 日付作成の書面.
- [19] 東京地方裁判所 (行政部) (2022) 「生活保護基準引下げ違憲国家賠償等請求事件」判決, 2022 年 6 月 24 日.
- [20] 名古屋高等裁判所生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求事件において 2022 年 10 月 6 日付で国が提出した「準備書面(6)」.
- [21] 宮崎地方裁判所 (2023) 「生存権を守るための行政処分取消請求事件」判決, 2023 年 2 月 10 日.
- [22] 横浜地方裁判所 (2022) 「生活保護基準引下げ処分取消等請求事件」判決, 2022 年 10 月 19 日.
- [23] 山田壮志郎 (2016) 「被保護世帯の消費実態の特徴について—一家計調査と社会保障生計調査の比較分析—」, 2016 年 4 月 27 日付作成の意見書.

付表1 CPI対象外項目除外後の支出項目と支出額一覧

	全品目		生活扶助相当品目			全品目		生活扶助相当品目	
	CPI	社保生	CPI	社保生		CPI	社保生	CPI	社保生
消費支出 (=総合)	10,000	170,074	6,355	127,035					
食料	2,525	53,667	2,493	53,065	保健医療	428	3,909	175	2,399
穀類	217	6,886	217	6,886	医薬品・健康保持用摂取品	129	1,759	129	1,759
魚介類	220	4,507	220	4,507	保健医療用品・器具	77	1,642	46	640
肉類	204	4,532	204	4,532	保健医療サービス	22	507	-	-
乳卵類	106	2,245	106	2,245	交通通信	1,421	17,452	543	14,504
野菜・海藻	272	6,657	272	6,657	交通	210	5,604	144	3,678
果物	97	1,735	97	1,735	通学定期代	10	794	-	-
油脂・調味料	107	2,791	107	2,791	通勤定期代	29	442	-	-
菓子類	224	4,916	224	4,916	その他の交通費	171	4,368	144	3,678
調理食品	280	8,680	280	8,680	自動車等関係費	820	1,621	8	599
飲料	142	4,386	142	4,386	自動車等関係費	811	1,022	-	-
酒類	125	1,484	125	1,484	自転車関係費	8	599	8	599
外食	500	4,245	500	4,245	通信	391	10,227	391	10,227
学校給食	32	602	-	-	郵便・運送料	26	320	26	320
住居	2,122	30,766	-	-	固定電話通信料	93	3,096	93	3,096
家賃・地代	1,865	30,207	-	-	移動電話通信料	215	6,588	215	6,588
設備修繕維持	257	559	-	-	通信機器	57	222	57	222
設備修繕・維持	208	475	-	-	教育	334	5,838	102	1,075
火災保険料	49	84	-	-	授業料等	228	4,541	-	-
光熱・水道	704	17,718	704	17,718	教科書・学習参考教材	9	499	5	277
電気代	317	5,739	317	5,739	補習教育	97	798	97	798
ガス代	176	6,144	176	6,144	教養娯楽	1,145	12,411	1,091	12,266
他の光熱	50	2,536	50	2,536	教養娯楽用耐久財	171	1,293	171	1,293
上下水道料	162	3,300	162	3,300	PC・AV機器	160	859	160	859
家具・家事用品	345	8,599	345	8,599	ピアノ	8	0	8	0
家庭用耐久財	121	2,506	121	2,506	他の教養娯楽用耐久財	3	435	3	435
エアコンディショナ	36	173	36	173	教養娯楽用品	217	4,149	217	4,149
電子レンジ	4	78	4	78	文房具	22	592	22	592
その他の家庭用耐久財	80	2,255	80	2,255	スポーツ用品	49	638	49	638
室内装備品	24	482	24	482	他の教養娯楽用品	146	2,919	146	2,919
寝具類	24	625	24	625	書籍・他の印刷物	142	2,848	142	2,848
家事雑貨	70	1,572	70	1,572	新聞	96	1,779	96	1,779
家事消耗品	76	2,806	76	2,806	書籍・他の印刷物	46	1,069	46	1,069
家事サービス	31	607	31	607	教養娯楽サービス (NHK含む)	615	-	-	-
被服及び履物	405	8,497	395	7,972	教養娯楽サービス (NHK除く)	-	4,121	560	4,121
和服	9	15	9	15	月謝類	95	851	95	851
洋服	171	3,990	161	3,465	自動車教習料	11	145	-	-
学生制服	10	525	-	-	放送受信料 (NHK含む)	78	-	-	-
その他の洋服	161	3,465	161	3,465	放送受信料 (NHK除く)	43	178	34	178
シャツ・セーター類	81	915	81	915	他の教養娯楽サービス	431	2,948	431	2,948
下着類	37	942	37	942	諸雑費	569	11,217	507	9,436
他の被服	33	1,040	33	1,040	理美容用品等	257	5,097	257	5,097
履物類	49	1,396	49	1,396	通学用かばん	57	49	57	49
被服関連サービス	27	199	27	199	その他の身の回り用品	6	877	6	877
					たばこ	53	2,980	53	2,980
					損害保険料	122	94	122	94
					その他の諸雑費	75	2,121	12	339

付表2 「ウエイトの乖離の増幅」

	全品目		生活扶助相当品目		全品目		生活扶助相当品目		生活扶助相当品目1万単位		当初の乖離 E(B-A)	除外後の乖離 F(D-C)	乖離の増幅 (比率) G(F+E)	乖離の増幅 (差) H(F-E)
	CPI	社保生	CPI	社保生	A	B	CPI	社保生	C	D				
消費支出 (=総合)	10,000	170,074	6,355	127,035	10,000	10,000	6,355	7,469	10,000	10,000	0	0	0	0
食料	2,525	53,667	2,493	53,065	2,525	3,156	2,493	3,120	3,923	4,177	631	254	0.403	-376
穀類	217	6,886	217	6,886	217	405	217	405	346	355	188	201	1.068	13
魚介類	220	4,507	220	4,507	220	265	220	265	346	355	45	9	0.191	-36
肉類	204	4,532	204	4,532	204	266	204	266	321	357	62	36	0.572	-27
乳卵類	106	2,245	106	2,245	106	132	106	132	167	177	26	10	0.382	-16
野菜・海藻	272	6,657	272	6,657	272	391	272	391	428	524	119	96	0.804	-23
果物	97	1,735	97	1,735	97	102	97	102	153	137	5	-16	-3.203	-21
油脂・調味料	107	2,791	107	2,791	107	164	107	164	168	220	57	51	0.899	-6
菓子類	224	4,916	224	4,916	224	289	224	289	352	387	65	35	0.530	-31
調理食品	280	8,680	280	8,680	280	510	280	510	441	683	230	243	1.053	12
飲料	142	4,386	142	4,386	142	258	142	258	223	345	116	122	1.051	6
酒類	125	1,484	125	1,484	125	87	125	87	197	117	-38	-80	2.116	-42
外食	500	4,245	500	4,245	500	250	500	250	787	334	-250	-453	1.808	-202
学校給食	32	602	-	-	32	35	-	-	-	-	3	-	-	-
住居	2,122	30,766	-	-	2,122	1,809	-	-	-	-	-313	-	-	-
娯楽・娯代	1,865	30,207	-	-	1,865	1,776	-	-	-	-	-89	-	-	-
設備修繕維持	257	559	-	-	257	33	-	-	-	-	-224	-	-	-
設備修繕・維持	208	475	-	-	208	28	-	-	-	-	-180	-	-	-
火災保険料	49	84	-	-	49	5	-	-	-	-	-44	-	-	-
光熱・水道	704	17,718	704	17,718	704	1,042	704	1,042	1,108	1,395	338	287	0.850	-51
電気代	317	5,739	317	5,739	317	337	317	337	499	452	20	-47	-2.302	-67
ガス代	176	6,144	176	6,144	176	361	176	361	277	484	185	207	1.116	21
他の光熱	50	2,536	50	2,536	50	149	50	149	79	200	99	121	1.220	22
上下水道料	162	3,300	162	3,300	162	194	162	194	255	260	32	5	0.152	-27
家具・家事用品	345	8,599	345	8,599	345	506	345	506	543	677	161	134	0.834	-27
家庭用耐久財	121	2,506	121	2,506	121	147	121	147	190	197	26	7	0.261	-19
エアコンディショナ	36	173	36	173	36	10	36	10	57	14	-26	-43	1.666	-17
電子レンジ	4	78	4	78	4	5	4	5	6	6	1	0	-0.263	-1
その他の家庭用耐久財	80	2,255	80	2,255	80	133	80	133	126	178	53	52	0.982	-1
室内装飾品	24	482	24	482	24	28	24	28	38	44	4	0	0.041	-4
寝具類	24	625	24	625	24	37	24	37	38	49	13	11	0.897	-1
家事雑貨	70	1,572	70	1,572	70	92	70	92	110	124	22	14	0.606	-9
家事用消耗品	76	2,806	76	2,806	76	165	76	165	120	221	89	101	1.138	12
家事サービス	31	607	31	607	31	36	31	36	49	48	5	-1	-0.213	-6
被服及び履物	405	8,497	395	7,972	405	500	395	469	622	628	95	6	0.063	-89
和服	9	15	9	15	9	1	9	9	14	1	-8	-13	1.599	-5
洋服	171	3,990	161	3,465	171	235	161	204	253	273	64	19	0.305	-44
学生制服	10	525	-	-	10	31	-	-	-	-	21	-	-	-
その他の洋服	161	3,465	161	3,465	161	204	161	204	253	273	43	19	0.454	-23
シャツ・セーター類	81	915	81	915	81	54	81	54	127	72	-27	-55	2.038	-28
下着類	37	942	37	942	37	55	37	55	58	74	18	16	0.866	-2
他の被服	33	1,040	33	1,040	33	61	33	61	52	82	28	30	1.064	2
履物類	49	1,396	49	1,396	49	82	49	82	77	110	33	33	0.991	0
被服関連サービス	27	199	27	199	27	12	27	12	42	16	-15	-27	1.753	-12

保健医療	428	3,909	175	2,399	428	230	175	141	275	189	-198	-87	0.437	112
医薬品・健康保持用摂取品	129	1,759	129	1,759	129	103	129	103	203	138	-26	-65	2.523	-39
保健医療用品・器具	77	1,642	46	640	77	97	46	38	72	50	20	-22	-1.127	-42
保健医療サービス	222	507	-	222	-	30	-	-	-	-	-192	-	-	-
交通通信	1,421	17,462	543	14,504	1,421	1,026	543	853	854	1,142	-395	287	-0.728	682
交通	210	5,604	144	3,678	210	330	144	216	227	290	120	63	0.527	-57
通学定期代	10	794	-	-	10	47	-	-	-	-	-	37	-	-
通勤定期代	29	442	-	-	29	26	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の交通費	171	4,368	144	3,678	171	257	144	216	227	290	86	63	0.734	-23
自動車等関係費	820	1,622	8	599	820	95	8	35	13	47	-725	35	-0.048	759
自動車等関係費	811	1,022	-	-	811	60	-	-	-	-	-751	-	-	-
自転車関係費	8	599	8	599	8	35	8	35	13	47	27	35	1.270	7
通信	391	10,227	391	10,227	391	601	391	601	615	805	210	190	0.902	-21
郵便・運送料	26	320	26	320	26	19	26	19	41	25	-7	-16	2.188	-9
固定電話通話料	93	3,066	93	3,066	93	182	93	182	146	244	89	97	1.094	8
携帯電話通話料	215	6,588	215	6,588	215	387	215	387	338	519	172	180	1.046	8
通信機器	57	222	57	222	57	13	57	13	90	17	-44	-72	1.643	-28
教育	334	5,838	102	1,075	334	343	102	63	161	85	9	-76	-8.191	-85
授業料等	228	4,541	-	-	228	267	-	-	-	-	39	-	-	-
教科書・学習参考教材	9	499	5	277	9	29	5	16	8	22	20	14	0.686	-6
補習教育	97	798	97	798	97	47	97	47	153	63	-50	-90	1.794	-40
教養娯楽	1,145	12,411	1,091	12,266	1,145	730	1,091	721	1,717	966	-415	-751	1.809	-336
教養娯楽用耐久財	171	1,283	171	1,283	171	76	171	76	269	102	-95	-167	1.761	-72
PC・AV機器	160	859	160	859	160	51	160	51	252	68	-109	-184	1.682	-75
ピアノ	8	0	8	0	8	0	8	0	13	0	-8	-13	1.574	-5
他の教養娯楽用耐久財	3	435	3	435	3	26	3	26	5	34	23	30	1.308	7
教養娯楽用品	217	4,149	217	4,149	217	244	217	244	341	327	27	-15	-0.551	-42
文房具	22	592	22	592	22	35	22	35	35	47	13	12	0.936	-1
スポーツ用品	49	638	49	638	49	38	49	38	77	50	-11	-27	2.340	-15
他の教養娯楽用品	146	2,919	146	2,919	146	172	146	172	230	230	26	0	0.002	-26
書籍・他の印刷物	142	2,848	142	2,848	142	167	142	167	223	224	25	1	0.029	-25
新聞	96	1,779	96	1,779	96	105	96	105	151	140	9	-11	-1.281	-20
書籍・他の印刷物	46	1,069	46	1,069	46	63	46	63	72	84	17	12	0.698	-5
教養娯楽サービス (NHK 含む)	615	-	-	-	615	-	-	-	-	-	-	-	-	-
教養娯楽サービス (NHK 除く)	-	4,121	560	4,121	-	242	560	242	881	324	-	-557	-	-
月額類	95	851	95	851	95	50	95	50	149	67	-45	-82	1.835	-38
自動車教育料	11	145	-	-	11	9	-	-	-	-	-2	-	-	-
放送受信料 (NHK 含む)	78	-	-	-	78	-	-	-	-	-	-	-	-	-
放送受信料 (NHK 除く)	43	178	34	178	43	10	34	10	54	14	-33	-39	1.214	-7
他の教養娯楽サービス	431	2,948	431	2,948	431	173	431	173	678	232	-238	-446	1.731	-188
理美容用品等	569	11,217	507	9,436	569	660	507	555	798	743	91	-55	-0.607	-146
通学用かばん	257	5,097	257	5,097	257	300	257	300	404	401	43	-3	-0.074	-46
その他の身の回り用品	57	49	57	49	57	3	57	3	90	4	-54	-86	1.386	-32
たばこ	6	877	6	877	6	52	6	52	9	69	46	60	1.308	14
損害保険料	53	2,980	53	2,980	53	175	53	175	83	235	122	151	1.237	29
その他の諸雑費	122	94	122	94	122	6	122	6	192	7	-116	-185	1.585	-68
	75	2,121	12	339	75	125	12	20	19	27	50	8	0.158	-42

付表3 「寄与度

	全品目								生活扶助相当品目							
	L式接続		P等価式		2011年		2010ウエイト		L式接続		P等価式		2011年		2010ウエイト	
	2008年		2008年						2008年		2008年					
	CPI	社保生	CPI	社保生	CPI	社保生	CPI	社保生	CPI	社保生	CPI	社保生	CPI	社保生	CPI	社保生
消費支出 (=総合)	103.6	102.5	103.7	102.8	99.7	100.2	10,000	170,074	104.2	102.6	104.6	103.2	99.4	100.3	6,355	127,035
食料	100.1	100.4	100.3	100.5	99.6	99.5	2,525	53,667	100.2	100.4	100.3	100.6	99.6	99.5	2,493	53,065
穀類	102.6	102.6	102.3	102.3	98.4	98.4	217	6,886	102.6	102.6	102.3	102.3	98.4	98.4	217	6,886
魚介類	102.8	102.8	102.9	102.9	100.4	100.4	220	4,507	102.8	102.8	102.9	102.9	100.4	100.4	220	4,507
肉類	103.1	103.1	102.9	102.9	99.9	99.9	204	4,532	103.1	103.1	102.9	102.9	99.9	99.9	204	4,532
乳卵類	99.5	99.5	100.8	100.8	100.2	100.2	106	2,245	99.5	99.5	100.8	100.8	100.2	100.2	106	2,245
野菜・海藻	94.6	94.6	95.4	95.4	97.8	97.8	272	6,657	94.6	94.6	95.4	95.4	97.8	97.8	272	6,657
果物	97.1	97.1	97.3	97.3	100.6	100.6	97	1,735	97.1	97.1	97.3	97.3	100.6	100.6	97	1,735
油脂・調味料	101.8	101.8	102.3	102.3	99.2	99.2	107	2,791	101.8	101.8	102.3	102.3	99.2	99.2	107	2,791
菓子類	97.9	97.9	98.2	98.2	99.5	99.5	224	4,916	97.9	97.9	98.2	98.2	99.5	99.5	224	4,916
調理食品	100.6	100.6	100.3	100.3	100.4	100.4	280	8,680	100.6	100.6	100.3	100.3	100.4	100.4	280	8,680
飲料	104.6	104.6	104.6	104.6	99.5	99.5	142	4,386	104.6	104.6	104.6	104.6	99.5	99.5	142	4,386
酒類	101.9	101.9	102.0	102.0	98.9	98.9	125	1,484	101.9	101.9	102.0	102.0	98.9	98.9	125	1,484
外食	99.3	99.3	99.5	99.5	100.2	100.2	500	4,245	99.3	99.3	99.5	99.5	100.2	100.2	500	4,245
学校給食	96.3	96.3	96.3	96.3	100.2	100.2	32	602	-	-	-	-	-	-	-	-
住居	100.6	100.7	100.6	100.6	99.8	99.8	2,122	30,766	-	-	-	-	-	-	-	-
家賃・地代	100.7	100.7	100.7	100.7	99.8	99.8	1,865	30,207	-	-	-	-	-	-	-	-
設備修繕維持	100.1	100.1	99.9	99.8	99.9	99.9	257	559	-	-	-	-	-	-	-	-
設備修繕・維持	100.0	100.0	99.6	99.6	100.0	100.0	208	475	-	-	-	-	-	-	-	-
火災保険料	100.8	100.8	100.8	100.8	99.4	99.4	49	84	-	-	-	-	-	-	-	-
光熱・水道	104.1	106.0	104.1	106.1	103.3	104.5	704	17,718	104.1	106.0	104.1	106.1	103.3	104.5	704	17,718
電気代	103.8	103.8	103.8	103.8	102.8	102.8	317	5,739	103.8	103.8	103.8	103.8	102.8	102.8	317	5,739
ガス代	101.4	101.4	101.6	101.6	102.9	102.9	176	6,144	101.4	101.4	101.6	101.6	102.9	102.9	176	6,144
他の光熱	131.4	131.4	131.4	131.4	118.4	118.4	50	2,536	131.4	131.4	131.4	131.4	118.4	118.4	50	2,536
上下水道料	99.0	99.0	99.0	99.0	100.0	100.0	162	3,300	99.0	99.0	99.0	99.0	100.0	100.0	162	3,300
家具・家事用品	108.7	107.7	110.7	109.8	94.4	94.9	345	8,599	108.7	107.7	110.7	109.8	94.4	94.9	345	8,599
家庭用耐久財	118.6	117.1	123.5	123.6	86.2	85.5	121	2,506	118.6	117.1	123.5	123.6	86.2	85.5	121	2,506
エアコンディショナ	122.5	122.5	122.5	122.5	88.4	88.4	36	173	122.5	122.5	122.5	122.5	88.4	88.4	36	173
電子レンジ	138.2	138.2	138.2	138.2	81.4	81.4	4	78	138.2	138.2	138.2	138.2	81.4	81.4	4	78
その他の家庭用耐久財	115.9	115.9	123.2	123.2	85.4	85.4	80	2,255	115.9	115.9	123.2	123.2	85.4	85.4	80	2,255
室内装備品	107.1	107.1	107.5	107.5	96.6	96.6	24	482	107.1	107.1	107.5	107.5	96.6	96.6	24	482
寝具類	105.5	105.5	105.3	105.3	99.9	99.9	24	625	105.5	105.5	105.3	105.3	99.9	99.9	24	625
家事雑貨	101.1	101.1	101.5	101.5	99.8	99.8	70	1,572	101.1	101.1	101.5	101.5	99.8	99.8	70	1,572
家事用消耗品	105.3	105.3	105.2	105.2	98.0	98.0	76	2,806	105.3	105.3	105.2	105.2	98.0	98.0	76	2,806
家事サービス	99.6	99.6	102.0	102.0	99.6	99.6	31	607	99.6	99.6	102.0	102.0	99.6	99.6	31	607
被服及び履物	102.0	102.1	102.5	102.6	99.7	99.6	405	8,497	102.1	102.3	102.7	102.9	99.7	99.6	395	7,972
和服	100.9	100.9	100.9	100.9	100.8	100.8	9	15	100.9	100.9	100.9	100.9	100.8	100.8	9	15
洋服	102.6	102.2	103.8	103.3	100.0	100.0	171	3,990	102.9	102.9	104.2	104.2	100.0	100.0	161	3,465
学生制服	97.8	97.8	97.8	97.8	99.7	99.7	10	525	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の洋服	102.9	102.9	104.2	104.2	100.0	100.0	161	3,465	102.9	102.9	104.2	104.2	100.0	100.0	161	3,465
シャツ・セーター類	101.9	101.9	102.0	102.0	100.0	100.0	81	915	101.9	101.9	102.0	102.0	100.0	100.0	81	915
下着類	101.8	101.8	101.8	101.8	99.2	99.2	37	942	101.8	101.8	101.8	101.8	99.2	99.2	37	942
他の被服	103.8	103.8	103.4	103.4	99.4	99.4	33	1,040	103.8	103.8	103.4	103.4	99.4	99.4	33	1,040
履物類	101.1	101.1	101.2	101.2	98.7	98.7	49	1,396	101.1	101.1	101.2	101.2	98.7	98.7	49	1,396
被服関連サービス	99.0	99.0	98.9	98.9	100.1	100.1	27	199	99.0	99.0	98.9	98.9	100.1	100.1	27	199

注：「家事サービス」の「寄与度の差の比率（L式接続）」は分母が0となり算出不能であることから「-」としている。

の乖離の増幅

寄与度															
全品目				生活扶助相当品目				寄与度の差 (除外前)		寄与度の差 (除外後)		寄与度の差の比率		寄与度の差の差	
L式接続		P等価式		L式接続		P等価式		L式接続	P式等価	L式接続	P式等価	L式接続	P式等価	L式接続	P式等価
CPI	社保生	CPI	社保生	CPI	社保生	CPI	社保生								
a	c	a	c	b	d	b	d	c-a		d-b		(d-b)÷(c-a)		(d-b)-(c-a)	
-3.74	-2.32	-3.87	-2.61	-4.54	-2.22	-4.90	-2.79	1.41	1.26	2.31	2.11	1.64	1.68	0.901	0.852
-0.13	-0.27	-0.17	-0.31	-0.22	-0.38	-0.28	-0.43	-0.14	-0.14	-0.16	-0.15	1.13	1.06	-0.019	-0.009
-0.09	-0.17	-0.08	-0.15	-0.14	-0.22	-0.13	-0.21	-0.08	-0.07	-0.08	-0.08	1.08	1.08	-0.006	-0.006
-0.05	-0.06	-0.05	-0.07	-0.08	-0.08	-0.08	-0.09	-0.01	-0.01	0.00	0.00	0.29	0.28	0.008	0.008
-0.06	-0.08	-0.06	-0.08	-0.10	-0.11	-0.09	-0.10	-0.02	-0.02	-0.01	-0.01	0.63	0.62	0.008	0.007
0.01	0.01	-0.01	-0.01	0.01	0.01	-0.01	-0.01	0.00	0.00	0.00	0.00	0.46	0.45	-0.001	-0.001
0.08	0.12	0.06	0.09	0.13	0.16	0.10	0.12	0.04	0.03	0.03	0.02	0.84	0.83	-0.006	-0.005
0.03	0.03	0.03	0.03	0.05	0.05	0.05	0.04	0.00	0.00	0.00	0.00	-2.30	-2.41	-0.007	-0.006
-0.03	-0.04	-0.03	-0.05	-0.04	-0.06	-0.05	-0.07	-0.01	-0.02	-0.01	-0.02	0.92	0.92	0.001	0.001
0.03	0.05	0.03	0.04	0.05	0.06	0.04	0.05	0.01	0.01	0.01	0.00	0.59	0.58	-0.004	-0.004
-0.01	-0.01	0.00	0.01	-0.01	-0.01	0.01	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00	1.07	1.06	0.000	0.000
-0.07	-0.13	-0.07	-0.13	-0.11	-0.17	-0.11	-0.17	-0.06	-0.06	-0.06	-0.06	1.07	1.06	-0.004	-0.004
-0.04	-0.03	-0.04	-0.03	-0.06	-0.03	-0.06	-0.04	0.01	0.01	0.02	0.02	2.11	2.10	0.012	0.012
0.04	0.02	0.04	0.02	0.07	0.03	0.06	0.02	-0.02	-0.02	-0.04	-0.03	1.80	1.79	-0.017	-0.014
0.01	0.01	0.01	0.01	-	-	-	-	0.00	0.00	-	-	-	-	-	-
-0.17	-0.16	-0.15	-0.15	-	-	-	-	0.01	0.01	-	-	-	-	-	-
-0.16	-0.16	-0.15	-0.15	-	-	-	-	0.01	0.01	-	-	-	-	-	-
-0.01	0.00	0.00	0.00	-	-	-	-	0.00	0.00	-	-	-	-	-	-
0.00	0.00	0.01	0.00	-	-	-	-	0.00	-0.01	-	-	-	-	-	-
-0.01	0.00	-0.01	0.00	-	-	-	-	0.01	0.01	-	-	-	-	-	-
-0.05	-0.15	-0.06	-0.16	-0.08	-0.20	-0.09	-0.21	-0.10	-0.10	-0.12	-0.12	1.22	1.21	-0.021	-0.021
-0.03	-0.03	-0.03	-0.03	-0.05	-0.04	-0.05	-0.04	0.00	0.00	0.00	0.00	-1.68	-1.75	0.006	0.006
0.03	0.05	0.02	0.05	0.04	0.07	0.03	0.06	0.03	0.02	0.03	0.03	1.13	1.12	0.003	0.003
-0.06	-0.19	-0.06	-0.19	-0.10	-0.25	-0.10	-0.25	-0.13	-0.13	-0.15	-0.15	1.22	1.22	-0.028	-0.028
0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.03	0.02	0.03	0.00	0.00	0.00	0.00	0.26	0.24	-0.002	-0.003
-0.48	-0.63	-0.54	-0.73	-0.74	-0.84	-0.84	-0.98	-0.16	-0.19	-0.10	-0.14	0.65	0.70	0.055	0.058
-0.38	-0.45	-0.44	-0.55	-0.59	-0.61	-0.68	-0.73	-0.07	-0.11	-0.01	-0.05	0.18	0.44	0.061	0.062
-0.12	-0.03	-0.12	-0.03	-0.19	-0.05	-0.18	-0.04	0.08	0.08	0.14	0.14	1.66	1.65	0.056	0.055
-0.02	-0.03	-0.02	-0.03	-0.03	-0.03	-0.03	-0.03	0.00	0.00	0.00	0.00	-0.10	-0.12	0.004	0.004
-0.24	-0.39	-0.29	-0.49	-0.37	-0.53	-0.45	-0.65	-0.16	-0.20	-0.16	-0.19	1.00	1.00	0.000	0.001
-0.02	-0.03	-0.03	-0.03	-0.04	-0.04	-0.04	-0.04	0.00	0.00	0.00	0.00	0.16	0.14	0.004	0.004
-0.01	-0.02	-0.01	-0.02	-0.02	-0.03	-0.02	-0.03	-0.01	-0.01	-0.01	-0.01	0.92	0.92	0.001	0.001
-0.01	-0.01	-0.01	-0.01	-0.01	-0.02	-0.02	-0.02	0.00	0.00	0.00	0.00	0.66	0.65	0.001	0.001
-0.05	-0.12	-0.05	-0.11	-0.08	-0.16	-0.08	-0.15	-0.06	-0.06	-0.07	-0.07	1.15	1.14	-0.009	-0.009
0.00	0.00	-0.01	-0.01	0.00	0.00	-0.01	-0.01	0.00	0.00	0.00	0.00	-	-0.08	0.000	0.001
-0.09	-0.12	-0.11	-0.14	-0.14	-0.17	-0.17	-0.20	-0.03	-0.04	-0.03	-0.03	0.83	0.76	0.005	0.008
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.59	1.59	0.000	0.000
-0.04	-0.05	-0.06	-0.08	-0.07	-0.08	-0.10	-0.11	-0.01	-0.01	-0.01	-0.01	0.76	0.65	0.002	0.005
0.00	0.01	0.00	0.01	-	-	-	-	0.00	0.00	-	-	-	-	-	-
-0.04	-0.06	-0.06	-0.08	-0.07	-0.08	-0.10	-0.11	-0.01	-0.02	-0.01	-0.01	0.52	0.51	0.006	0.009
-0.01	-0.01	-0.02	-0.01	-0.02	-0.01	-0.02	-0.01	0.00	0.01	0.01	0.01	2.03	2.02	0.005	0.005
-0.01	-0.01	-0.01	-0.01	-0.01	-0.02	-0.01	-0.02	0.00	0.00	0.00	0.00	0.89	0.89	0.001	0.001
-0.01	-0.03	-0.01	-0.02	-0.02	-0.04	-0.02	-0.03	-0.01	-0.01	-0.01	-0.01	1.08	1.07	-0.001	-0.001
-0.01	-0.02	-0.01	-0.02	-0.02	-0.03	-0.02	-0.03	-0.01	-0.01	-0.01	-0.01	1.01	1.00	0.000	0.000
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.74	1.74	-0.001	-0.001

寄与度															
全品目				生活扶助相当品目				寄与度の差 (除外前)		寄与度の差 (除外後)		寄与度の差の比率		寄与度の差の差	
L式接続		P等価式		L式接続		P等価式		L式接続	P式等価	L式接続	P式等価	L式接続	P式等価	L式接続	P式等価
CPI	社保生	CPI	社保生	CPI	社保生	CPI	社保生								
a	c	a	c	b	d	b	d	c-a		d-b		(d-b)÷(c-a)		(d-b)-(c-a)	
-0.06	-0.10	-0.08	-0.09	-0.15	-0.10	-0.12	-0.08	-0.04	0.00	0.04	0.04	-1.12	-8.75	0.085	0.040
-0.07	-0.06	-0.06	-0.05	-0.11	-0.08	-0.09	-0.06	0.01	0.01	0.03	0.03	2.53	2.52	0.021	0.017
-0.04	-0.05	-0.03	-0.04	-0.04	-0.03	-0.02	-0.02	-0.01	-0.01	0.01	0.01	-0.97	-0.84	0.021	0.016
0.05	0.01	0.01	0.00	-	-	-	-	-0.04	-0.01	-	-	-	-	-	-
-0.40	-0.10	-0.32	-0.08	-0.08	-0.05	0.01	-0.03	0.30	0.23	0.03	-0.04	0.11	-0.17	-0.263	-0.273
-0.01	-0.02	-0.01	-0.02	0.02	0.03	0.02	0.02	-0.01	-0.01	0.01	0.01	-0.80	-0.82	0.013	0.012
0.00	0.00	0.00	0.00	-	-	-	-	0.00	0.00	-	-	-	-	-	-
0.00	0.00	0.00	0.00	-	-	-	-	0.00	0.00	-	-	-	-	-	-
-0.01	-0.02	-0.01	-0.02	0.02	0.03	0.02	0.02	-0.01	-0.01	0.01	0.01	-0.81	-0.84	0.013	0.011
-0.31	-0.01	-0.29	-0.01	0.01	0.02	0.01	0.02	0.31	0.29	0.02	0.02	0.05	0.06	-0.291	-0.271
-0.32	-0.02	-0.30	-0.02	-	-	-	-	0.29	0.27	-	-	-	-	-	-
0.00	0.02	0.00	0.02	0.01	0.02	0.01	0.02	0.01	0.01	0.02	0.02	1.27	1.27	0.003	0.003
-0.07	-0.07	-0.01	-0.06	-0.11	-0.10	-0.02	-0.08	0.00	-0.05	0.01	-0.06	-4.50	1.28	0.015	-0.014
-0.01	-0.01	-0.01	-0.01	-0.01	-0.01	-0.02	-0.01	0.00	0.00	0.01	0.01	2.18	2.17	0.003	0.003
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.11	1.10	0.000	0.000
-0.03	-0.06	-0.03	-0.06	-0.05	-0.08	-0.05	-0.08	-0.03	-0.03	-0.03	-0.03	1.06	1.06	-0.002	-0.002
-0.03	-0.01	0.03	0.01	-0.04	-0.01	0.05	0.01	0.02	-0.02	0.03	-0.04	1.63	1.63	0.014	-0.015
-0.36	-0.42	-0.25	-0.29	0.01	0.03	0.01	0.02	-0.05	-0.03	0.01	0.01	-0.26	-0.41	0.068	0.049
-0.37	-0.44	-0.26	-0.31	-	-	-	-	-0.07	-0.05	-	-	-	-	-	-
0.01	0.02	0.01	0.02	0.01	0.02	0.01	0.02	0.01	0.01	0.02	0.02	1.06	1.17	0.001	0.002
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.78	1.78	-0.001	-0.001
-2.28	-0.90	-2.46	-1.18	-3.57	-1.21	-3.84	-1.57	1.38	1.29	2.36	2.28	1.72	1.77	0.986	0.991
-2.10	-0.77	-2.26	-1.02	-3.29	-1.03	-3.54	-1.37	1.34	1.24	2.27	2.17	1.70	1.75	0.929	0.928
-2.10	-0.67	-2.24	-0.71	-3.29	-0.90	-3.49	-0.95	1.43	1.52	2.39	2.54	1.67	1.67	0.961	1.017
0.01	-	0.01	-	0.01	-	0.01	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-0.01	-0.10	-0.04	-0.31	-0.02	-0.13	-0.06	-0.42	-0.09	-0.28	-0.11	-0.36	1.31	1.30	-0.027	-0.084
-0.11	-0.12	-0.11	-0.12	-0.17	-0.16	-0.17	-0.16	-0.01	-0.01	0.01	0.01	-0.80	-0.97	0.020	0.022
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	-0.01	0.00	0.00	0.00	0.00	0.96	0.95	0.000	0.000
-0.02	-0.02	-0.03	-0.02	-0.03	-0.02	-0.04	-0.03	0.00	0.01	0.01	0.01	2.34	2.33	0.007	0.008
-0.08	-0.10	-0.08	-0.10	-0.13	-0.13	-0.13	-0.13	-0.02	-0.02	0.00	0.00	0.13	0.11	0.014	0.014
0.01	0.01	0.01	0.01	0.02	0.02	0.01	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00	0.70	0.68	-0.001	-0.001
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	-0.92	-0.96	0.000	0.000
0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.02	0.01	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00	0.74	0.73	-0.001	-0.001
-0.08	-	-0.09	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-0.03	-	-0.04	-	-0.04	-	-0.05	-	-	-	-	-	-	-	-
0.01	0.01	0.01	0.01	0.02	0.01	0.02	0.01	0.00	0.00	-0.01	-0.01	1.82	1.82	-0.004	-0.004
0.00	0.00	0.00	0.00	-	-	-	-	0.00	0.00	-	-	-	-	-	-
0.00	-	0.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.20	1.20	0.000	0.000
-0.09	-0.04	-0.10	-0.04	-0.14	-0.05	-0.16	-0.05	0.05	0.06	0.09	0.10	1.72	1.72	0.039	0.043
0.28	0.53	0.27	0.51	0.43	0.70	0.42	0.68	0.25	0.25	0.27	0.26	1.08	1.08	0.020	0.019
-0.06	-0.07	-0.07	-0.08	-0.09	-0.09	-0.10	-0.11	-0.01	-0.01	0.00	0.00	0.06	0.04	0.010	0.011
0.02	0.00	0.02	0.00	0.03	0.00	0.03	0.00	-0.02	-0.02	-0.03	-0.03	1.58	1.57	-0.011	-0.011
0.00	-0.01	0.00	-0.01	0.00	-0.02	0.00	-0.02	-0.01	-0.01	-0.01	-0.02	1.31	1.30	-0.003	-0.004
0.18	0.60	0.18	0.60	0.28	0.80	0.28	0.79	0.42	0.42	0.52	0.52	1.24	1.24	0.101	0.099
0.14	0.01	0.14	0.01	0.21	0.01	0.21	0.01	-0.13	-0.13	-0.20	-0.20	1.58	1.57	-0.074	-0.074
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.28	0.34	-0.001	-0.001

